



コーポレートガバナンス・コード の策定に伴う上場制度の整備と実 務上の取扱いの見直し

2015年3月 東京証券取引所

【ご注意いただきたい事項】

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の見直しについては、現在、当取引所においてパブリック・コメント手続きを実施しております（意見募集は本年3月26日（木）まで）。

本日のご説明は、上記の上場制度の見直し案及び本年3月11日付で上場会社の皆様に当取引所からご案内した「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』の様式及び記載要領並びに『独立役員の確保に係る実務上の留意事項』の改訂（案）について」の内容に基づいて行わせていただきますが、パブリック・コメントの結果を踏まえた当取引所の規則改正手続きにおいて、今後、内容の変更等が生ずる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

1

本日のご説明内容

I. 上場制度の整備

1. コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う制度整備
2. 独立性に関する情報開示の見直し

II. 実務上の取扱いの見直し

1. コーポレート・ガバナンスに関する報告書の様式及び記載要領の改訂
2. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項の改訂

III. 今後のスケジュール

【本資料中の略語の取扱いについて】

本資料中、以下の用語は、それぞれ略称によって表記しています。

「コーポレートガバナンス・コード」：コード

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」：ガバナンス報告書

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

-98-

2

I. 上場制度の整備

1. コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う制度整備

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

3

①コードの尊重

• 改正内容

- 既存の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は廃止し、その尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換える。

(現行規定)

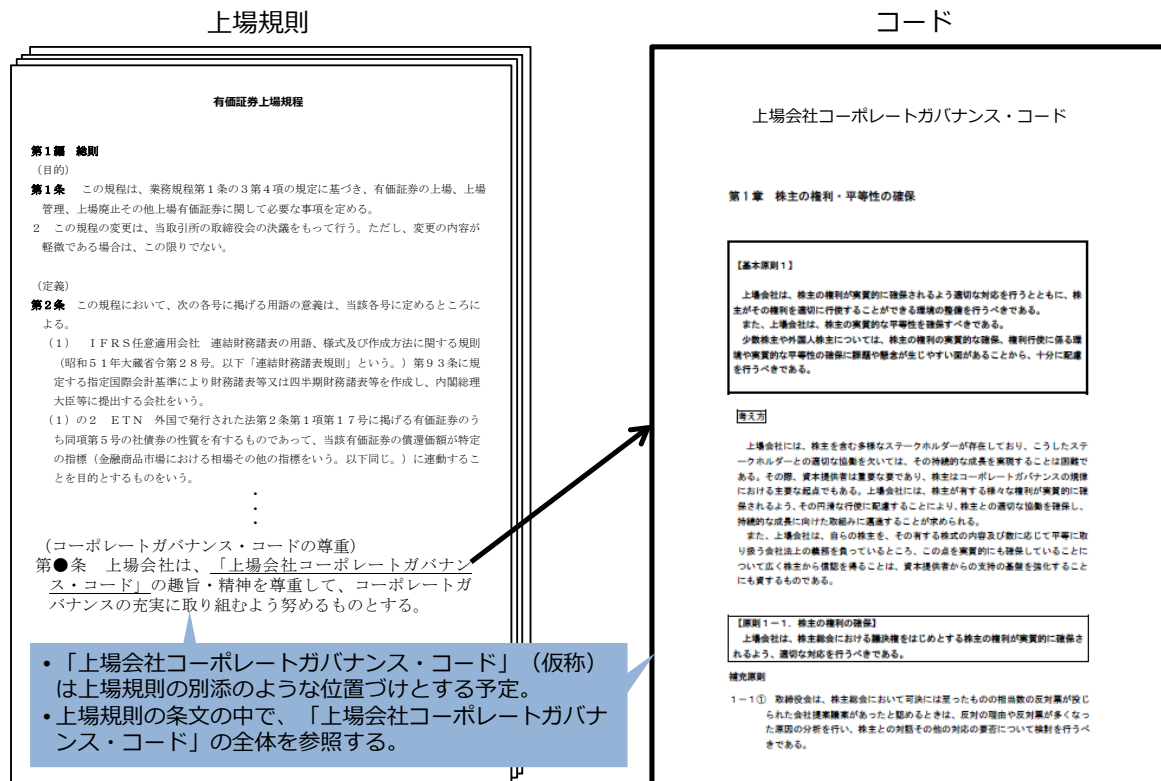
有価証券上場規程 第445条の3

上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

• 留意事項

- 2015年6月1日から適用開始。
- コードが採用する「プリンシプルベース・アプローチ」では、「関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断すること」が想定されている点（⇒コード原案・序文・項番10）を踏まえ、上場会社に対して、コードの趣旨・精神の尊重を要請。

(参考1) 上場規則とコーポレートガバナンス・コードの関係 (イメージ)



© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

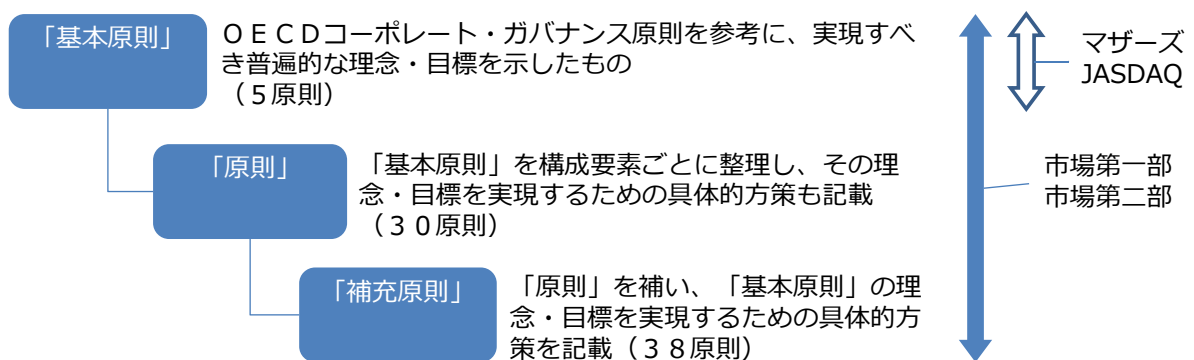
5

②コードの一部を実施しない場合の理由の説明

改正内容

- 上場会社は、コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、ガバナンス報告書に新設される記載欄で、当該原則を実施しない理由を説明。
 - コードが採用する「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)の手法について、上場制度に根拠を設けるもの。

【実施しない場合に理由の説明が必要となる範囲】



留意事項

- 市場第一部、市場第二部の上場会社は、「基本原則」・「原則」・「補充原則」として掲げられた項目のすべて(73項目)について、自社が実施しているか否かの仕分けを行うことが必要。
- 実施しないことが、実効的なコーポレートガバナンスが実現されていないことを直ちに意味するものではないが、実施しない原則に関する自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう各社において工夫することが必要。(⇒コード原案・序文・項番12)

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

③コードで開示すべきとされる事項の開示の受け皿の新設

• 改正内容

- コードの原則のうち、特定の事項を開示すべきとする11原則（⇒参考2）に基づき開示を行う場合の開示の受け皿を用意するため、ガバナンス報告書に記載欄を新設。
 - 市場第一部、市場第二部の上場会社が、これらの事項を開示しない場合には、「実施しない場合」に該当するため、実施しない理由（前述）をガバナンス報告書に記載。

• 留意事項

- 市場第一部・市場第二部の上場会社が特定の事項を開示すべきとする11原則に基づき開示を行う場合は、その内容を本欄に記載。
- マザーズ・JASDAQの上場会社は、一律に適用される「基本原則」において開示が求められる内容が存在しないため、本欄は非表示。なお、任意に開示を行う場合は、本欄を利用。
- 記載方法は、以下のいずれの方法も可能。
 - 開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載。
 - 有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載。

（参考2）特定の事項を開示すべきとする11原則（1）

原則	内容
原則1-4	上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、 政策保有に関する方針 を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。 上場会社は、 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準 を策定・開示すべきである。
原則1-7	上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、 取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組み を開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。
原則3-1	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 （i） 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 （ii）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 （iii） 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 （iv） 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 （v） 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
補充原則4-1①	取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、 経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要 を開示すべきである。

(参考2) 特定の事項を開示すべきとする11原則 (2)

原則	内容
原則4-8	独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。 また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、 そのための取組み方針 を開示すべきである。
原則4-9	取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、 独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準 を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。
補充原則4-11①	取締役会は、 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方 を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
補充原則4-11②	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、 その兼任状況を毎年開示 すべきである。
補充原則4-11③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、 取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要 を開示すべきである。
補充原則4-14②	上場会社は、 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 について開示を行うべきである。
原則5-1	上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針 を検討・承認し、開示すべきである。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

9

(参考3) ガバナンス報告書の様式変更イメージ

- ガバナンス報告書の冒頭部分に、2つの記載欄を新設。

【変更後様式のイメージ】

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日: 20xx 年 x 月 x 日
サンプル株式会社
代表取締役社長: ○○○○
問合せ先: CG推進室 03-0000-0000
証券コード: xxxx
http://www.abc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

.....

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

.....

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

.....

2. 資本構成

外国人株式所有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
○●●●●●	50,000	35.0
▼▼▼▼	50,000	35.0
□□□□□□	40,000	28.0
△△△△△△	30,000	21.0
☆☆☆☆☆	25,000	17.5
△△△△△△△△	20,000	14.0
▽▽▽▽▽▽	20,000	14.0
○●●●	20,000	14.0

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の記載欄

- コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載。

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の記載欄

- 特定の事項を開示すべきとする原則に基づき開示を行う場合は、その内容を本欄に記載。
- 広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載することでも差し支えありません。

【注意】様式イメージについては、今後の検討を踏まえ、項目名等が変更される可能性があります。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

④ガバナンス報告書の提出時期

【適用初年度の取扱い】

- 内容
 - コードの策定に伴う上場制度及び実務上の取扱いの見直しは、2015年6月1日付で実施を予定（同日付でコードも適用開始）。
 - 適用初年度においては、2015年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の日後、準備ができ次第速やかに（遅くとも定時株主総会の日から6か月後までに）、新設された2つの項目（①コードの各原則を実施しない理由、②コードの各原則に基づく開示事項（対象となる原則を「実施」する場合））を記載したガバナンス報告書を提出。
- 留意事項
 - 初回の適用時においても、「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」以外の記載については、従来どおり、定時株主総会の日以後遅滞なく更新していただくことが必要。
 - この場合、上記の新設された2つの項目を非表示にすることも可能とする予定。
 - 適用初年度におけるガバナンス報告書の提出後に、①又は②の内容について変更が生じた場合、変更が生じた後の定時株主総会の日以後遅滞なくガバナンス報告書の内容を更新可能（随時更新することでも差支えない）。

【次年度以後の取扱い】

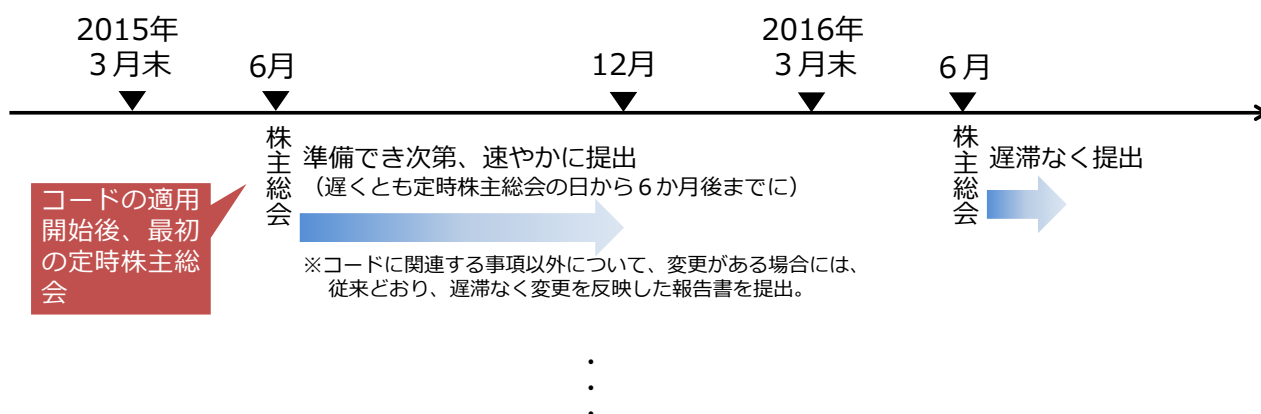
- 内容
 - 初回の適用後における「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の記載の更新は、ガバナンス報告書の更新に係る現行の取扱いにかかわらず、毎年の定時株主総会の日以後遅滞なく実施することで足りるものとする予定。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

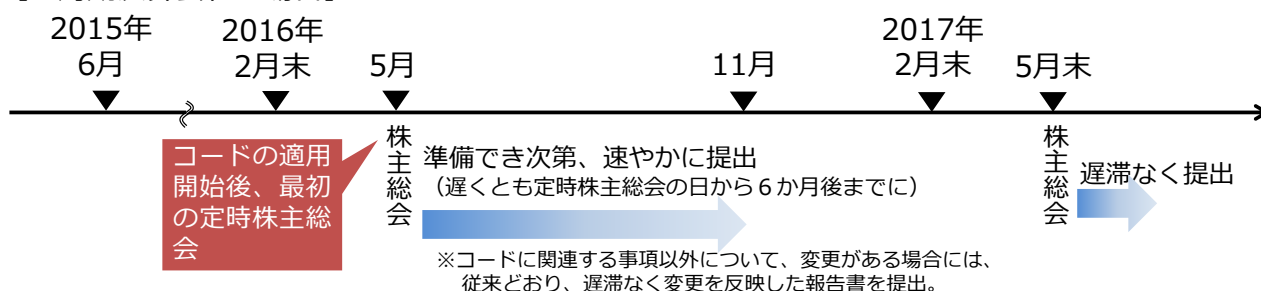
11

（参考4）ガバナンス報告書の提出時期イメージ

【3月期決算会社の場合】



【2月期決算会社の場合】



I. 上場制度の整備

2. 独立性に関する情報開示の見直し

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

13

独立性に関する情報開示の見直し

改正内容

- 独立役員制度における「開示加重要件」（独立役員として指定する者が特定の事由（開示加重要件）に該当する場合に、「その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の記載を、ガバナンス報告書及び独立役員届出書に求めてきたもの）を廃止。
- 特定の事由への該当有無とその概要の開示（属性情報の開示）に一本化。

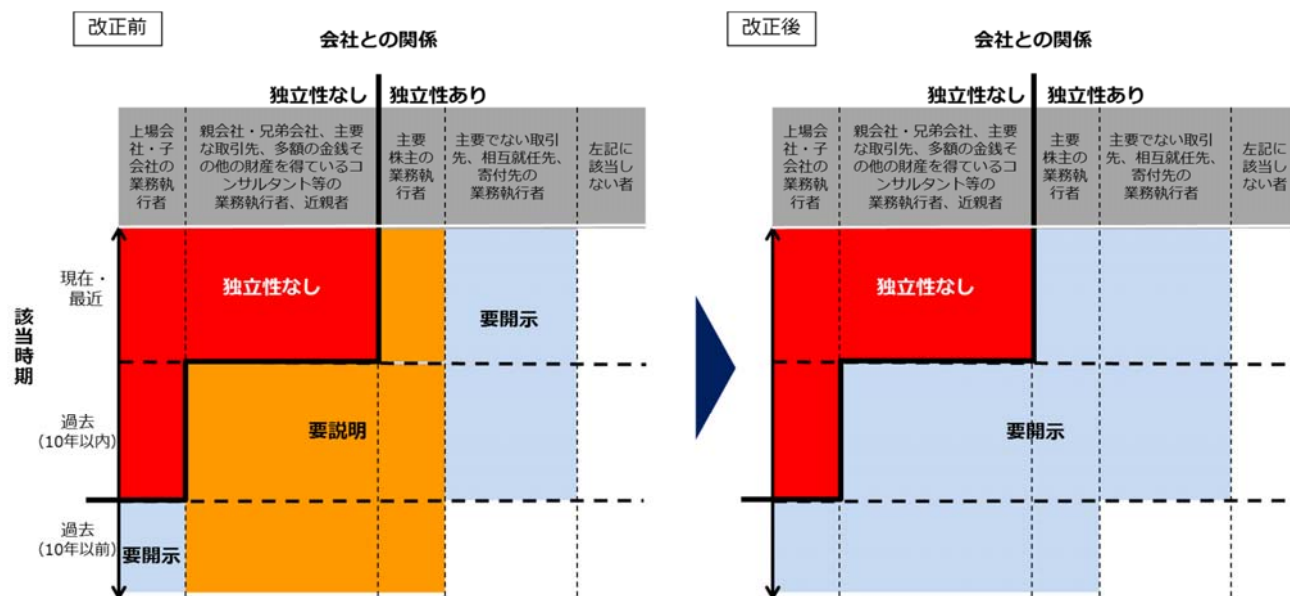
一本化	独立性基準	外形上、一般株主との間の利益相反が生ずる関係が存在するため、当取引所が独立役員としての指定を認めない類型
	開示加重要件	外形上、一般株主との利益相反が生ずる可能性があるため、独立役員として指定する場合に、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない旨の説明を求める類型
	属性情報の開示	外形上、一般株主との利益相反が生ずる可能性が否定できないため、独立役員として指定する場合に、一定の関係が存在する旨及びその概要の開示を求める類型

留意事項

- コード策定のための有識者会議において、当取引所の定める「独立性基準」には該当しないものの、「開示加重要件」に該当している場合について、上場会社が独立役員としての届出（ひいては社外役員候補者の選定）にあたり、過度に保守的な運用になっているとの指摘。
- コードの原則４－９は、上場会社に対して「取引所の独立性基準を参考に自社の独立性判断基準を策定・開示すべき」旨を定めており、当該原則の実施が円滑に進むことを期待。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

(参考5) 独立性に関する情報開示の見直しイメージ



© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

15

II. 実務上の取扱いの見直し

1. ガバナンス報告書の様式及び記載要領の改訂

(参考3) ガバナンス報告書の様式変更イメージ (再掲)

- ガバナンス報告書の冒頭部分に、2つの記載欄を新設。

【変更後様式のイメージ】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の記載欄

- コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載。

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の記載欄

- 特定の事項を開示すべきとする原則に基づき開示を行う場合は、その内容を本欄に記載。
- 広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載することも可能。

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日：20xx年x月x日
サンプル株式会社
代表取締役社長 ○○○○
問合せ先：C G推進室 03-0000-0000
証券コード：xxxx
http://www.abc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方等

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2. 資本構成

外国人株式所有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
○○○○○○○	100,000	50.0
△△△△△	50,000	25.0
□□□□□	40,000	20.0
◆◆◆◆◆	30,000	15.0
☆☆☆☆☆	25,000	12.5
△△△△△△△△△	20,000	10.0
▽▽▽▽▽▽▽	20,000	10.0
◇◇◇◇◇	20,000	10.0

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

17

① 「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄の新設

- 変更内容
 - 「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄を新設。
- 記載内容
 - コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載。
 - 実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施している場合には、その旨を記載。
- 内容に変更が生じた場合の取扱い
 - コードの実施状況や実施しない場合の理由の説明内容に変更が生じた場合には、変更が生じた後、最初に到来する定時株主総会の日以後に一括してガバナンス報告書の内容を更新することで足りる。
 - 変更が生ずるつど、随時速やかにガバナンス報告書を更新しても差し支えない。
- 記載上の注意事項
 - 実施しない理由の説明は、実施しない原則を項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示して記載。
 - アニュアルレポート、自社のウェブサイト等において、別途、コードの各原則を実施しない理由を記載している場合であっても、コードの各原則を実施しない理由は、本欄に記載することが必要。
 - コードの各原則を実施しない理由の記載にあたっては、自社の個別事情を記載することや、今後の取り組み予定・実施時期の目途がある場合はそれらを記載することなどが考えられる。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

-106- 18

②「コードの各原則に基づく開示」の記載欄の新設

- 変更内容
 - － 「コードの各原則に基づく開示」の記載欄を新設。
- 記載内容
 - － 市場第一部又は市場第二部の上場会社は、特定の事項を開示すべきとする原則（参考2参照）に基づき開示を行う場合は、開示を行う原則を項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に基づく開示であるかを明示して、その内容を本欄に記載。
 - － 開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト、ガバナンス報告書の他の記載欄等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法も可能。
- 内容に変更が生じた場合の取扱い
 - － 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能。
 - － 変更が生ずるつど、随時速やかにガバナンス報告書を更新しても差し支えない。
- 記載上の注意事項
 - － 特定の事項を「開示すべき」とする原則以外の各原則の実施状況を記載する場合にも、本欄を利用することが可能。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

19

（参考2）特定の事項を開示すべきとする11原則（1）（再掲）

原則	内容
原則1-4	上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、 政策保有に関する方針 を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。 上場会社は、 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準 を策定・開示すべきである。
原則1-7	上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、 取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組み を開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。
原則3-1	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 （i） 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 （ii）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 （iii） 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 （iv） 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 （v） 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
補充原則4-1①	取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、 経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要 を開示すべきである。

(参考2) 特定の事項を開示すべきとする11原則 (2) (再掲)

原則	内容
原則 4-8	独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。 また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。
原則 4-9	取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。
補充原則 4-11①	取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
補充原則 4-11②	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
補充原則 4-11③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。
補充原則 4-14②	上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。
原則 5-1	上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

21

③独立性に関する情報開示の見直し対応

- ・ 変更内容
 - － 「選任の理由」欄において、開示加重要件への該当状況と、開示加重要件に該当してもなお独立役員として指定する理由の記載を不要とします。（2015年6月1日以後提出分から適用）

【ガバナンス報告書記載要領の修正案（抜粋）】

記載事項	記載上の注意
☐ 選任の理由	＜当該社外取締役を選任している理由＞ ・ 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。 (例) ・ 当該社外取締役の専門性の上場会社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 ・ 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。 ・ 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでも構いません。 ・ 当該社外取締役の独立性に関する上場会社の考え方について記載してください。また、当該社外取締役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられます。 ＜当該社外取締役に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、あわせてその効用を記載することも考えられます。＞ ＜開示加重要件への該当状況＞ → 当該社外取締役が、「開示加重要件」（施行規則第2-1-1条第4項第5号a、第2-2-6条第4項第5号a、第2-2-9条の1-0-第4項第5号aに列挙されている事由をいいます。）に該当している場合には、その旨を記載してください。「適合項目に関する補足説明」欄において属性情報に開示加重要件に該当する旨を記載している場合には、当該欄にまとめて記載することも可能です。 → 開示加重要件の詳細については、「第3編第1章第3節第1項第1号」を参照してください。 → 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定している場合は、「独立役員関係―その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、開示加重要件への該当状況の記載は、独立役員に指定されている社外役員についてのみ行えば足ります。独立役員に指定されていない社外役員については、当該記載を省略することができます。 ＜独立役員に指定した理由＞ ・ 当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定した理由について記載してください。 ・ 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、第三者委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程についても併せて記載することが考えられます。 → 独立役員として指定する者が、開示加重要件の事由を踏まえてもなお一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定する場合は、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反の恐れがない旨を記載してください。 ・ 「独立役員に指定した理由」は、「当該社外取締役の独立性に関する事項」にまとめて記載することが可能です。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

22

④改訂後の様式及び記載要領に基づくガバナンス報告書の提出時期

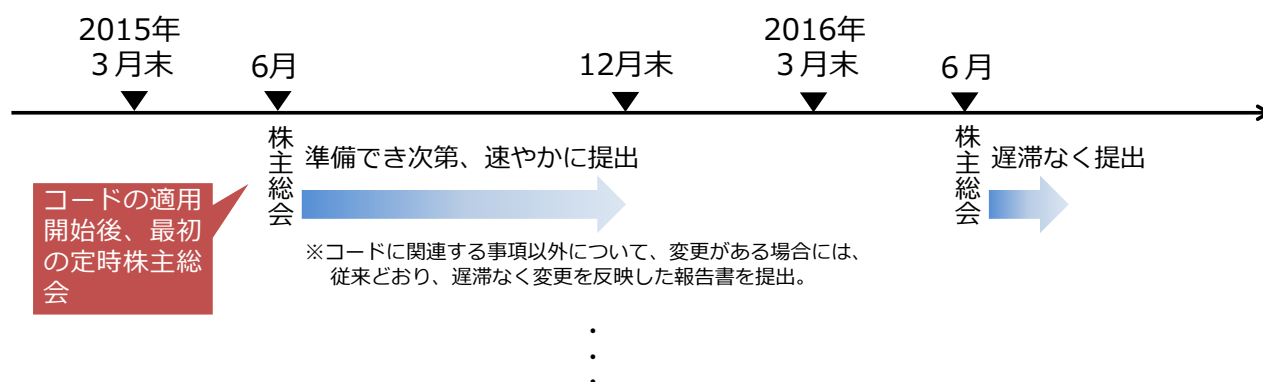
- 改訂後の様式及び記載要領の適用時期
 - 2015年6月1日以後は改訂後の記載要領に基づいてガバナンス報告書を提出（監査等委員会設置会社用の様式の利用は2015年5月1日以後）
- コード関連の初回の適用
 - 2015年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の日以後、準備ができ次第速やかに、「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」を記載したガバナンス報告書を提出。
 - 遅くとも定時株主総会の6か月後までに提出。
 - 定時株主総会の開催前に、任意に反映いただくことも可能。
 - 「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」以外の記載については、通常どおり、定時株主総会の日以後遅滞なく更新していただくことが必要。
 - この場合には新設する記載欄を非表示とすることができるようにする予定。2015年6月1日後最初に開催する定時株主総会の「開催前」にコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載を更新する場合も同様。
- コード関連の次回以降の適用
 - 初回の適用後における「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の記載の更新は、ガバナンス報告書の更新に係る現行の取扱いにかかわらず、毎年、定時株主総会の日以後遅滞なく実施することで足りるものとする予定。
 - 変更が生じる都度、任意に変更内容を反映したガバナンス報告書をご提出いただくことを妨げるものではありません。

© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

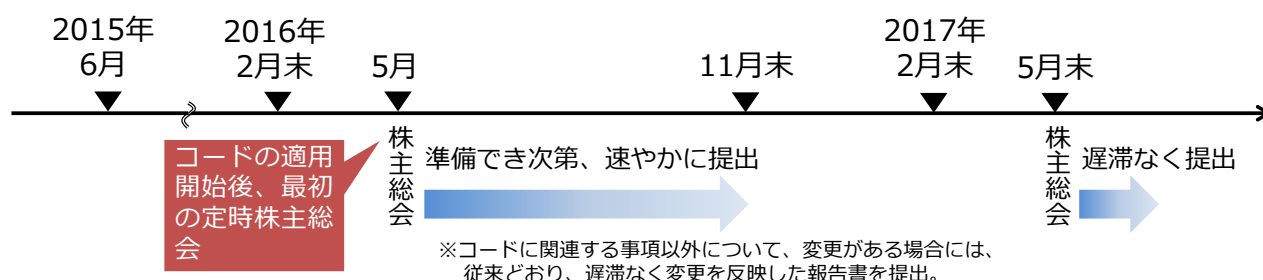
23

（参考4）ガバナンス報告書の提出時期イメージ（再掲）

【3月期決算会社の場合】



【2月期決算会社の場合】



II. 実務上の取扱いの見直し

2. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項の改訂

独立役員届出書の様式の一部変更

- 変更内容

- － 開示加重要件への該当状況の記載欄を属性情報の記載欄と統合

- 独立役員制度における「開示加重要件」（独立役員として指定する者が特定の事由（開示加重要件）に該当する場合に、「その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の記載を、ガバナンス報告書及び独立役員届出書に求めてきたもの）を廃止。（前述）
 - 特定の事由への該当有無とその概要の開示（属性情報の開示）に一本化。（前述）
 - － 従前どおり、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合」を除き、独立役員に指定しない社外役員が存在する場合には、当該社外役員についても同様の内容の記載が必要。

- － 独立性判断基準の記載

- 上場会社が、コード原則４－９に基づき自社の独立性判断基準を策定・開示する場合は、独立役員届出書の「４．補足説明」欄において記載。

(参考6) 独立役員届出書の変更イメージ

現行様式

新様式

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名 コード

提出日 異動(予定)日

独立役員届出書の提出理由

☐ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

独立性基準及び開示加重要件への該当状況(※2・3)	独立性(※4)	開示加重要件(※5)
1	2	3
1		
2		
3		
4		
5		

3. 独立役員の属性・選任理由の届出

属性(※6)

選任理由(※7)

4. 独立性判断

独立性判断基準を策定する場合、記載(参照方式も可能)

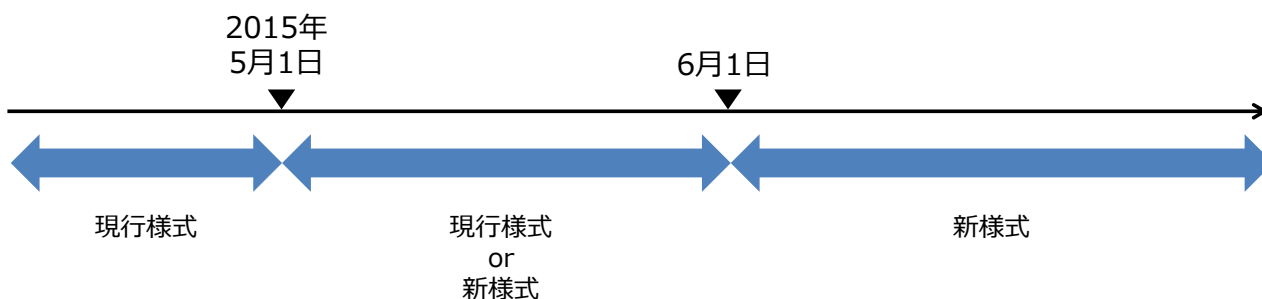
© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

27

改訂後の様式及び記載上の注意事項に基づく独立役員届出書の提出時期

- 2015年6月1日以後、最初に開催される株主総会において社外役員選任議案の付議が予定されている場合に、改訂後の様式に基づいて作成した「独立役員届出書」を提出。
 - 上記の株主総会に係る招集通知・株主総会参考書類等を2015年5月中に発送する場合など、「独立役員届出書」の提出を2015年6月1日より前に行う場合には、現行の様式又は新様式のいずれによって提出しても差し支えない。
 - 2015年6月1日以後、最初に開催される株主総会において社外役員選任議案の付議が予定されていない場合には、社外役員選任議案を付議する株主総会の際に、改訂後の様式に基づいて作成した「独立役員届出書」を提出。
 - 提出済みの独立役員届出書において、独立役員又は社外役員が開示加重要件に該当する旨を記載している場合でも、社外役員選任議案の付議等に伴って独立役員届出書の提出が必要となった場合に新様式による提出を行うことでよい。

【独立役員届出書の様式の切替イメージ】

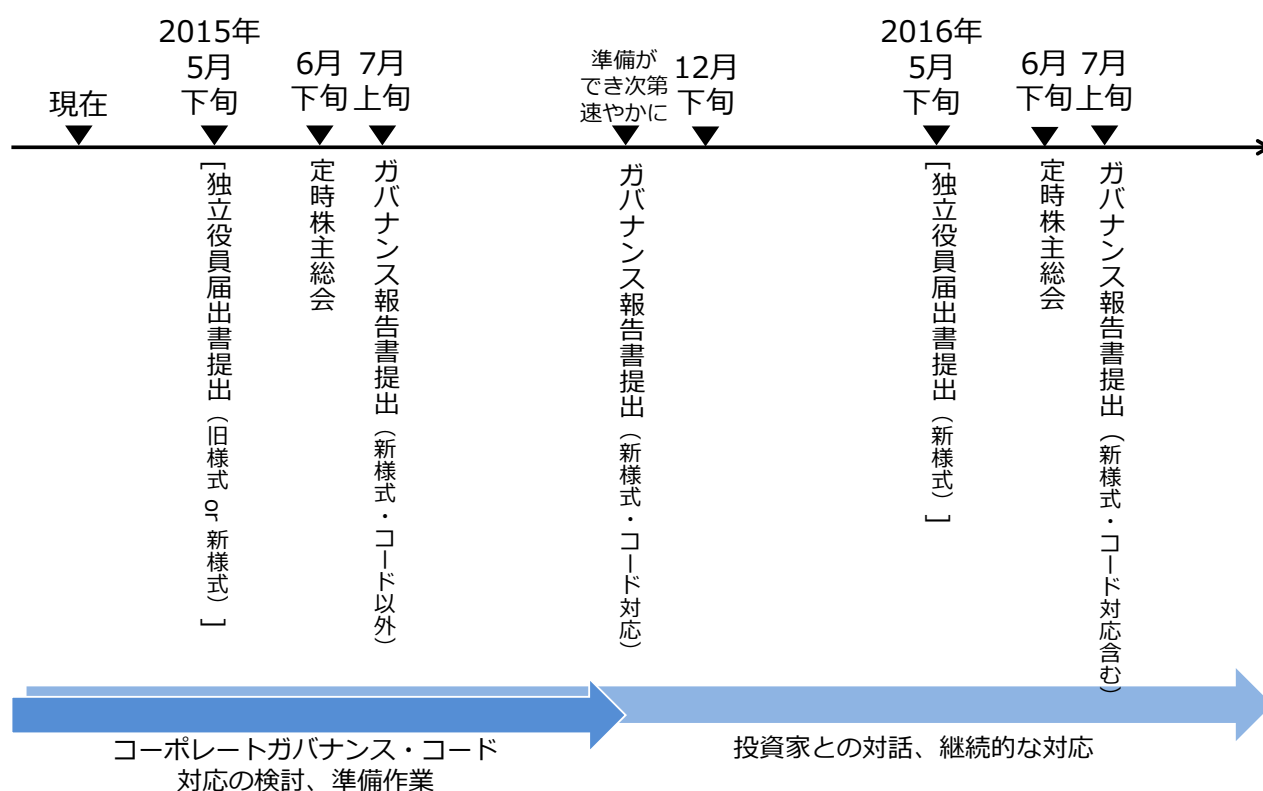


III. 今後のスケジュール

今後のスケジュール（予定）

時 期	予 定
2015年2月24日	➤ 上場制度改正案の公表、パブリック・コメント期間開始（～3月26日まで）
3月11日	➤ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領並びに「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（案）公表
5月上旬	➤ 改正規則の公表 ➤ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領並びに「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（確定版）公表
6月1日	➤ 改正規則の施行 ➤ コードの適用開始

(参考7) 想定される対応スケジュール例 (3月期決算会社)



© 2015 Japan Exchange Group, Inc. and/or its affiliates. All rights reserved.

31

Q & A ①

【問】 ガバナンス報告書に記載が必要なものは何か？

【答】 ガバナンス報告書には、少なくとも次の事項の記載が必要となります。

【市場第一部・市場第二部の上場会社】

- ①コードが定める「基本原則」、「原則」、「補充原則」の各原則につき、それを実施 (Comply) していないと判断する場合に、どの原則を実施していないかと、実施していない理由の説明 (Explain)。
- ②コードにおいて、特定の事項を「開示すべき」としている原則について、それを実施 (Comply) する場合は、その内容。

※②の「内容」の記載については、有価証券報告書、株主総会参考書類、アニュアルレポート、自社のウェブサイト等の参照すべき個所を記載する方法で代替も可能です。

【マザーズ・JASDAQの上場会社】

- ①コードが定める「基本原則」につき、それを実施 (Comply) していないと判断する場合に、どの原則を実施していないかと、実施していない理由の説明 (Explain)。

Q & A ②

【問】 マザーズ、JASDAQの上場会社は、「基本原則」以外の「原則」、「補充原則」について「実施していない」旨をガバナンス報告書に記載する必要があるか？

【答】 マザーズ、JASDAQの上場会社には、「基本原則」以外の項目については、実施していない場合の説明だけでなく、実施していない旨についても記載は求められません。

なお、マザーズ、JASDAQの上場会社が、「基本原則」以外の項目について、実施しない項目やその理由等を任意にガバナンス報告書に記載することは妨げられません。

【問】 市場第一部・市場第二部の上場会社が、特定の事項を開示すべきとする11原則（参考2参照）に掲げられた16項目についてガバナンス報告書に記載しない場合は、上場規則に抵触するのか？

【答】 ご指摘の11の原則については、それらの原則を実施（Comply）する場合に開示が必要となるものですので、開示をしていなければ直ちに上場規則に抵触するものではありません。開示をしない場合は、「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄で理由の説明が必要となります。

33

参考資料

1. 「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」（東証上場第9号・2015年2月24日）（2015年3月5日別紙差替版）
2. 『「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領並びに「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（案）について』（東証上場第17号・2015年3月11日）
 - － 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（改訂案）
 - － 「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）
3. 「平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について」（東証上場第4号・2015年1月30日）

東 証 上 場 第 9 号
2 0 1 5 年 2 月 2 4 日

上 場 会 社 代 表 者
上 場 外 国 会 社 代 理 人 各 位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、今般、「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」（制度要綱）を公表いたしましたので、ご案内申し上げます。

政府の成長戦略「『日本再興戦略』改訂 2014」を受けて、コーポレートガバナンス・コードが策定され、本年6月より適用される予定です。同戦略では、コーポレートガバナンス・コードについて、上場規則により、上場企業に対して、“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとされています。今回の上場制度の見直しは、これを実行に移すために所要の制度整備を行うとともに、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行うものです。

敬具

※ 本件につきましては、現在、パブリック・コメント手続に付しております。その詳細につきましては、当取引所のホームページ（URL: <http://www.tse.or.jp/>）をご覧ください。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部企画グループ

03-3666-0141（代表）

050-3377-7552（夜間直通）

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について

2015 年 2 月 24 日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

昨年 6 月にとりまとめられた政府の成長戦略『日本再興戦略』改訂 2014』を受けて、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）が策定され、本年 6 月より適用される予定です。同戦略では、コードについて、上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとされており、これを実行に移すために、所要の制度整備を行います。

また、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行います。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. コードの策定に伴う制度整備 (1) コードを実施しない場合の理由の説明	・市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ の上場会社は、コードを実施しない場合には、その理由を説明するものとします。	・企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。 ・外国会社は除きます。 ・マザーズ・JASDAQ については、新興企業向け市場を巡る国際的な動向及び我が国の新規産業育成

項 目	内 容	備 考
(2) コードを実施しない場合の理由の説明の媒体	・「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載するものとします。	の観点から、コードのうち、「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明するものとします。 ・上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況を網羅的に記載している同報告書に情報を集約することで、株主・投資家の利便を図ろうとするものです。 ・このほか、「コードを実施するために行う開示」（別紙 1. 参照）についても、同様の趣旨からコーポレート・ガバナンス報告書に別途、欄を新設して記載するものとします。この場合には、他の開示・公表書類における記載場所を明示することで、記載に代えることができるものとします。 ・上場会社は、定時株主総会后、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとします。ただし、2015 年 6 月以後最初に開催する定時株主総会については、準備ができ次第速やかに提出することとし、遅くともその 6 か月後までに、提出するものとします（別紙 2. 参照）。

項 目	内 容	備 考
(3) コードの尊重	・「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換えます。	・いずれも「OECD コーポレート・ガバナンス原則」が源流であり、コードは「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を包含している関係にあるためです。
2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し	・上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するものとしします。	・これまで、主要な取引先の元業務執行者など過去において上場会社と特定の関係を有していた独立役員については、それでもなお独立性ありと判断した理由の説明を求めてきたことを改め、すべての独立役員について等しく情報の開示を求めることにより、上場会社が独立性を判断する際における過度に保守的な運用を是正しようとするものです（別紙 3. 参照）。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・2015 年 6 月 1 日を目途に実施します。

以 上

別紙 ご参考

1. コーポレート・ガバナンス報告書等での「開示」を求める諸原則 一覧

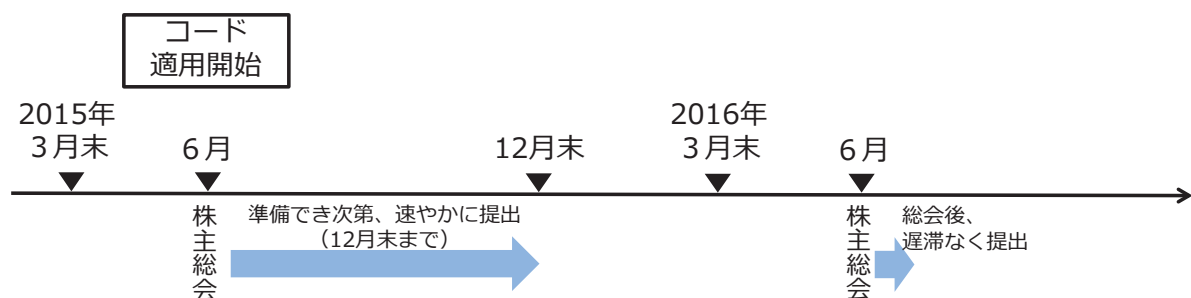
原則	内容
原則 1－4	上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、 <u>政策保有に関する方針</u> を開示すべきである。 （略）上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、 <u>適切な対応を確保するための基準</u> を策定・開示すべきである。
原則 1－7	上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、 <u>取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組み</u> を開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。
原則 3－1	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行うべきである。 （i） <u>会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画</u> （ii） <u>本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</u> （iii） <u>取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</u> （iv） <u>取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続</u> （v） <u>取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明</u>
補充原則 4－1①	取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、 <u>経営陣に対する委任の範囲</u> を明確に定め、これを開示すべきである。
原則 4－8	（略）また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、 <u>そのための取組み方針</u> を開示すべきである。

原則	内容
原則 4-9	取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、 <u>独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準</u> を策定・公表すべきである。(略)
補充原則 4-11①	取締役会は、 <u>取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。</u>
補充原則 4-11②	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その <u>兼任状況</u> を毎年開示すべきである。
補充原則 4-11③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、 <u>取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。</u>
補充原則 4-14②	上場会社は、 <u>取締役・監査役に対するトレーニングの方針</u> について開示を行うべきである。
原則 5-1	上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、 <u>株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針</u> を検討・承認し、公表すべきである。

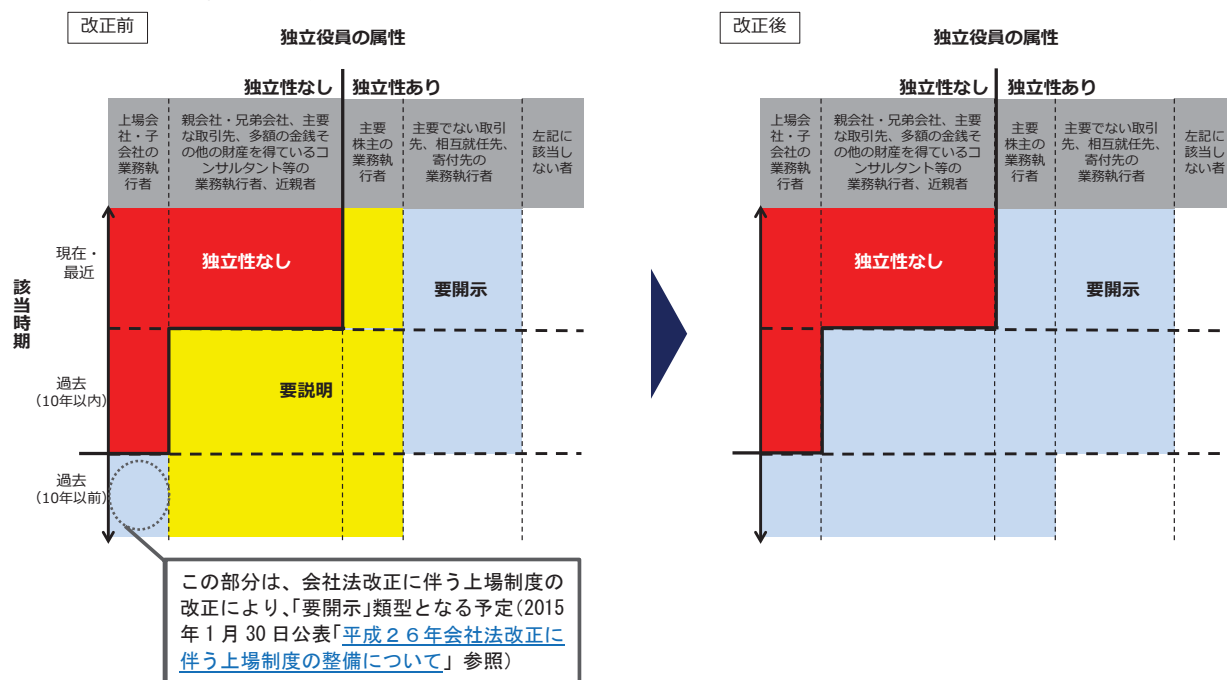
※以上は、2014 年 12 月 17 日公表の「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」に準拠したものであり、コードの確定にあたって変更となる可能性があります。

2. コーポレート・ガバナンス報告書の提出スケジュール イメージ

（3 月期決算会社の場合）



3. 独立性に関する情報開示の見直し イメージ



※図中で「要説明」の類型（いわゆる開示加重要件）を廃止し、「要開示」の類型（いわゆる属性情報）に統一するものです。

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 安井 良太

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領並びに 「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（案）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、当取引所では、平成26年改正会社法の施行（2015年5月1日）及びコーポレートガバナンス・コード¹（以下、「コード」といいます。）の適用開始（同6月1日）に伴う上場制度の整備²を予定しております。

一般の制度整備の内容につきましては、現在、パブリックコメントなど上場規則の改正等に向けた手続に付している段階にありますが、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領や、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（独立役員届出書の様式及び記載上の留意事項を含みます。）の改訂など、実務上の取扱いの広範な見直しが生ずる見込みであることから、改正内容の正式な通知に先立って、一般の制度整備に伴う実務上の取扱いの変更内容（案）を、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、実務上の取扱いの主な変更内容及び適用時期の概要は、下記のとおりです。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認いただき、一般の制度整備に適切にご対応くださいますようお願い申し上げます³。

敬 具

¹ コーポレートガバナンス・コード（原案）の内容については、2015年3月5日付け東証上場第16号「コーポレートガバナンス・コード原案の公表について」をご参照ください。

² 2015年1月30日付け東証上場第4号「平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について」及び2015年2月24日付け東証上場第9号「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」をご参照ください。

³ 本通知に記載の内容につきましては、パブリックコメントの結果など今後の制度整備に向けた手続の過程で変更が生ずる場合があります。また、一般の制度整備及び実務上の取扱いの見直しを反映した「会社情報開示ガイドブック（2015年1月版）」の改訂（全体版）につきましては、制度整備の内容が確定次第、改めてご案内することを予定しております。

1. 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領の改訂（別紙1）

（1）監査等委員会設置会社用の様式の新設

会社法改正に伴う対応

改正会社法により新たな機関設計として導入される監査等委員会設置会社制度に対応するため、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式について、監査等委員会設置会社用の様式を新設し、これに関する記載上の注意事項を追加します。

監査等委員会設置会社に移行する上場会社におかれましては、移行後遅滞なく監査等委員会設置会社用の様式で記載した報告書の再提出をお願いいたします。

なお、既提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の入力データを監査等委員会設置会社用の様式に円滑に移行いただくため、入力データを取録したファイルをご提供することを予定しています。

（2）コードの各原則を「実施しない理由」の記載欄の新設

コード策定に伴う対応

コードについて「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を導入するため、上場会社⁴が、コードの「基本原則」・「原則」・「補充原則」のいずれかを実施しない場合には、その理由をご説明いただくこととなります（マザーズ又はJASDAQの上場会社である場合には「基本原則」を実施しない場合にのみ、その理由の説明を要するものとします）。これに伴い、実施しない理由を説明するための記載欄を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式中に新設し、これに関する記載上の注意事項を追加いたします。

実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、実施しない原則を「基本原則」、「原則」、「補充原則」の項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示してご記載いただく必要があります。

（3）コードの各原則に基づく開示の記載欄の新設

コード策定に伴う対応

コードには、特定の事項（例：政策保有株式を保有する場合における政策保有に関する方針（原則1-4））を開示すべきとする原則が含まれています（別紙1の別添参照）。これらの原則に基づく開示を行うための記載欄を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式中に新設し、これに関する記載上の注意事項を追加いたします。

本欄の記載方法としては、開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により

⁴ 外国会社は除きます。

該当する内容を開示している場合に、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトの URL など）を本欄に記載する方法の、いずれでも差し支えないものとします⁵。

（４）独立性に関する情報開示の見直しを踏まえた記載要領の改訂

現行制度では、過去に独立性基準に抵触する関係があった等の一定の類型（開示加重要件）に該当する者を独立役員に指定する場合には、その事実を踏まえてもなお独立性があるかと判断して独立役員に指定する理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載することを求めています。また、今般の制度整備でこれを廃止します。（「２．（１）② 開示加重要件の廃止（属性情報の記載への統一）」をご参照ください。）

これらを踏まえ、開示加重要件に該当している事実を踏まえてもなお独立性があると判断して独立役員に指定する理由の記載を求める記載上の注意事項を廃止します。

（５）改訂後の様式及び記載要領に基づく「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出時期

上場会社は、本年６月１日（監査等委員会設置会社用の様式の利用については、本年５月１日）以後、改訂後の記載要領に基づいて、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出してください。

- 上述の（２）及び（３）に掲げる内容の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」への反映につきましては、本年６月１日以後最初に開催される定時株主総会の日以後、準備ができ次第速やかに（遅くとも本年６月１日以後最初に開催される定時株主総会の日の６か月後までに）行っていたいただければ足りるものとします。

- （２）及び（３）で新設する記載欄以外の部分の記載については、従来どおり、定時株主総会の日後遅滞なく更新をお願いいたします⁶。

なお、初回の反映後における（２）及び（３）に掲げる内容の更新につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の更新に係る現行の取扱い⁷にかかわらず、毎年の定時株主総会の日の以後遅滞なく実施することとする予定です⁸。

⁵ マーガーズ及び JASDAQ の上場会社については当該記載欄の記載は任意とし、記載しない場合には記載欄を非表示とすることができるようにする予定です。

⁶ この場合には新設する記載欄を非表示とすることができるようにする予定です。本年６月１日以後最初に開催する定時株主総会の「開催前」にコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載を更新する場合も同様です。

⁷ 上場会社は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内容に変更が生じた場合、変更内容が資本構成及び企業属性に関する事項に関するものである場合を除き、遅滞なく変更内容について記載した報告書を提出することが義務付けられています。

⁸ 変更が生じる都度、遅滞なく変更内容を反映した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を任意にご提出いただくことを妨げるものではありません。

２．「独立役員届出書」の様式及び「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（別添及び別紙２）

（１）独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

① 社外性が認められることとなった類型への対応

改正会社法によって１０年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者についても社外性が認められることとなります。今般の制度整備では、こうした者を独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求めるとします⁹。

また、こうした者を社外役員として選任する場合についても同様に、その旨及びその概要の開示を求めるとします。

これらを踏まえ、独立役員届出書の様式に属性情報の記載が必要な類型を追加し、これに関する記載上の注意事項を追加するほか、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を改訂します¹⁰。

② 開示加重要件の廃止（属性情報の記載に統一）

現行制度では、開示加重要件に該当する者を独立役員に指定する場合には、その事実を踏まえてもなお独立性があると判断して独立役員に指定する理由を独立役員届出書に記載することと求めています。今般の制度整備に伴いこれを廃止します。

これに代えて、これまで開示加重要件としてきた類型に該当する者を独立役員に指定する場合、その旨及びその概要の開示を求めるとします。

また、こうした者を社外役員として選任する場合についても同様に、その旨及びその概要の開示を求めるとします。

これらを踏まえ、独立役員届出書の様式において、開示加重要件への該当状況の記載欄を属性情報の記載欄と統合し、これに関する記載上の注意事項を整理するなど、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を改訂します。

- ※ 現行の上場規則では、独立役員に指定する者が、取引先（若しくはその出身者）、相互就任関係先の出身者、又は寄付先（若しくはその出身者）のいずれかに該当する場合に属性情報の記載を求めています。この取扱いは変更はありません。

⁹ コーポレート・ガバナンスに関する報告書においても「会社との関係の選択項目」及び「適合項目に関する補足説明」として開示が必要となります。

¹⁰ これに加え、改正会社法によって社外性が認められなくなる類型（親会社の関係者、兄弟会社の関係者及び上場会社の関係者の近親者）を、独立性基準（独立役員としての独立性が認められない類型）から除外する規則改正も行います。詳細は、別紙２「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）の「１．３．（２）独立性基準について」をご参照ください。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領

今回の改訂における主な変更箇所には、赤字・下線で表示しています。
削除する箇所には、要添削を付しています。

○ 表題等

記載事項	記載上の注意
☐ 最終更新日	・ 当取引所へ報告書を提出する日（T D n e tにおいて登録する日）を記載してください。 ・ 当該報告書の内容が変更されたことに伴い、当該報告書を更新・再提出する場合は、あわせて最終更新日を修正してください。 ・ 新規上場申請者は、上場承認日を記載してください。上場承認日以後、更新・再提出する場合は、当該日を記載してください。
☐ 問合せ先	・ 担当部署及び担当部署の電話番号（代表可）を記載してください。
☐ URL	・ 上場会社のウェブサイト（投資判断情報を提供しているものに限ります。）のURLを記載してください。

(※) 以下の表において各記載事項に付された項目番号は、報告書作成入力フォームの項目番号に対応しています。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

記載事項	記載上の注意
■ 1. 基本的な考え方	・ コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針（方針の背景事情等を含みます。）、上場会社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的に平易に記載してください。 ・ 上場会社にとつての株主その他のステークホルダー（株主、従業員や消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。）の位置付け、経営監視機能に対する考え方、企業グループ全体における考え方などを記載することが考えられます。 ・ コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の原則3-1-1（ii）の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 コード【原則3-1-1】 上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、<u>会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</u> <u>(ii) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</u> 当該内容に変更があればその都度修正してください。 ・ コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載してください。 <u>【実施しない理由の説明が必要となる各原則の範囲】</u> ・ 市場第一部又は第二部の上場会社：「基本原則」・「原則」・「補充原則」 ・ マザーズ又はJASDAQの上場会社：「基本原則」 ・ 実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、実施しない原則を、項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示して記載してください。 ・ 他の開示書類等において、コードの各原則を実施しない理由を記載している場合であっても、実施しない理由を必ず本欄に記載してください。 ・ 実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施している場合には、その旨を記載してください。 ・ コードの各原則を実施しない理由の記載にあたっては、自社の個別事情を記載することや、今後の取組み予定・実施時期の目途がある場合はそれらを記載することなどが考えられます。 ・ マザーズ又はJASDAQの上場会社が、「基本原則」以外の各原則について実施しない理由を任意に記載することも可能です。
(1) コードの各原則を実施しない理由	

(2) 改訂後の様式及び記載上の注意事項に基づく「独立役員届出書」の提出時期

上場会社は、本年6月1日以後に独立役員届出書を更新する場合には、改訂後の様式及び記載上の注意事項に基づいて提出してください¹¹⁾。

本年5月1日から施行日（本年6月1日）までの間に独立役員届出書をご提出いただく場合には、現行の様式又は新様式のいずれによってご作成いただくことも構いません。

なお、どういう場合に独立役員届出書を更新すべきかの取扱い¹²⁾は、従前のものから基本的に変更はなく¹³⁾、株主総会で独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や属性情報の記載に変更がある場合には株主総会の2週間前までに更新していただく必要があります。

以上

【別紙資料】

○ 別紙1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（改訂案）

※ 会社情報開示ガイドブックの次の箇所の見直しを行うものです。
○ 第5編（5）「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（P764-785）

○ 別紙2 「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）

※ 会社情報開示ガイドブックの次の箇所の見直しを行うものです。
○ 第3編第1章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】（P617-633）

○ 別添 「独立役員届出書」Excel ファイル（改訂案）

【本件に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141（代表）
050-3377-7552（夜間直通）

¹¹⁾ 既に提出済みの独立役員届出書において、独立役員又は社外役員が開示加重要件に該当する旨の記載をしていた場合でも、改正規則の施行日に新様式によって独立役員届出書を再提出する必要はありません。施行日以降、独立役員届出書の提出をするときに、新様式に差し替えてください。

¹²⁾ 別紙2「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（改訂案）の「1. 7. 独立役員届出書の更新」をご参照ください。

¹³⁾ 独立役員が開示加重要件に該当することとなった場合には期中でも独立役員届出書の更新が必要でしたが、開示加重要件の廃止に伴ってこの取扱いも廃止します。属性情報の有無やその概要について変更がある場合には、従来どおり、期中での独立役員届出書の更新は不要です。

記載事項	記載上の注意
	- 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 2015年6月1日以後に最初に到来する定時株主総会の日から6か月が経過するまでは、本欄を非表示にすることも可能です。 （2）コードの各原則に基づく開示 【特定の事項を開示すべきとする原則（別添1参照）】 - 原則1-4、原則1-7、原則3-1、補充原則4-1①、原則4-8、原則4-9、補充原則4-11①、補充原則4-11②、補充原則4-11③、補充原則4-14②、原則5-1 - コードの各原則に基づき開示を行う場合は、開示を行う原則を、項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に基づく開示であるかを明示して記載してください。 - 本欄の記載にあたっては、開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。 - 報告書の他の欄に記載を行うこと（例：コードの原則3-1（ii）の開示を行うため、「■1. 基本的な考え方」欄を利用するなど）も可能です。その場合には、当該記載欄を参照すべき旨を記載してください。 - 特定の事項を開示すべきとする原則以外の各原則の実施状況を記載する場合にも、本欄を利用することが可能です。例えば、説明を行うべきとする原則の実施状況について記載する場合等が考えられます。 - マザーズ又はJASDAQの上場会社は本欄を非表示としてください。なお、特定の事項を開示すべきとする原則に基づき任意に開示を行う場合には、本欄を利用してください。 - 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 2015年6月1日以後に最初に到来する定時株主総会の日から6か月が経過するまでは、本欄を非表示にすることも可能です。
■2. 資本構成	- 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。 - 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 - 事業年度末日以外に基準日を設定したことに伴い記載内容に変更が生じた場合の当該内容の修正は任意です。（変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。） - 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（1の部）」における最近の状況について記載してください。 - 注記がある場合は、「（5）補足説明」の欄に記載してください。 - 株式所有比率や大株主の比率を算定する際には、分母となる数に自己株式を含めてください。 - 発行済株式数のうち、外国の法令に基づいて設立された法人等及び外国国籍を有する個人が保有する株式数の割合をいいます（有価証券報告書における定義に準ずるものとします。） - 有価証券報告書様式（開示法令第3号様式等）における「株式等の状況」における「所有者別状況」を参考に記載してください。
（1）外国人株式所有比率	
（2）大株主の状況	- 有価証券報告書様式（開示法令第3号様式等）における「株式等の状況」における「大株主の状況」に準じて記載してください。上場会社の株式について大量保有報告書が提出されている場合で、直近の株主名簿の記載内容と相違がある場合には、本項目では株主名簿に基づいて記載を行った上で、大量保有報告書が提出されている旨を「（5）補足説明」欄に記載してください。 - 所有株式数は上場株式数をベースに記載してください。 - 所有株式数の多い順に1.0名程度について記載してください。この場合、上位1.0名に自己株式が含まれる場合は、自己株式を除いて記載してください。

記載事項	記載上の注意
	- 数字は半角で入力してください。 - 新規上場申請者は、開示法令第2号の4様式に準じて作成した「上場申請のための有価証券報告書（1の部）」における「株主の状況」から新株予約権等を除いて記載してください。 - 支配株主のうち、親会社に該当しない者（以下、「支配株主（親会社を除く）」とします。）を有する場合に、その名称を記載してください。 【支配株主の定義について】 次の①②のいずれかに該当する者が支配株主にあたります（上場規程第2条第42号の2、同施行規則第3条の2）。 ① 親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務規則」といいます。）第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じ。） ② 主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。以下同じ。）で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の③④に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者 ①を除きます。 ③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいいます。以下同じ。） ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じ。）及び当該会社等の子会社 ※ 支配株主の有無の判断時点は、原則として、直近の状況に基づくものとし、（直近の株主名簿が直前事業年度末時点のものであれば、その時点で備いません。） ※ 支配株主の有無については、以下の図を参考に判断してください。
（3）支配株主（親会社を除く）の有無	親会社を有するか (YES) → 親会社＝支配株主あり ⇒ 「（4）親会社の有無」に記載してください。 ↓ (NO) 親会社以外に主要株主がいるか (NO) → 支配株主なし ↓ (YES) 当該主要株主が自己の計算で保有する議決権が過半数であるか (YES) → 支配株主（親会社を除く）あり ↓ (NO) 当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の (1) ②に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているか (1) 当該主要株主の二親等内の親族 (2) 当該主要株主及び (1) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 ↓ (YES) 支配株主（親会社を除く）あり
（4）親会社の有無	親会社を有している場合に、その親会社（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社））の名称を記載してください。

記載事項	記載上の注意
(5) 補足説明	「親会社」には、財表規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」は含まれませんのでご注意ください。 2. (資本構成) について補足説明をする場合は、記載してください。
■ 3. 企業属性	- 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。なお、売上高の記載については以下の「直前事業年度末における（連結）売上高」欄を参照してください。 - 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 - 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（1の部）」における最近の状況について記載してください。
(1) 上場取引所及び市場区分	- 上場取引所の市場区分は、東京が「第一部・第二部・マザーズ・JASDAQ」、名古屋が「第一部・第二部・セントレックス」、福岡が「既存市場・Q-Border」、札幌が「既存市場・アンビシャス」となっています。なお、新規上場申請者の場合、上場承認日に市場区分が未定の場合が想定されますので「未定」の区分も別途設けています。 - 新規上場申請者が、上場承認日に市場区分が未定である場合は、当該箇所については「未定」を選択して提出してください。市場区分が確定次第、更新・再提出してください。
(2) 決算期	1～12月より選択してください。
(3) 業種	証券コード協議会の決定による中分類の業種区分（33種）より選択してください。
(4) 直前事業年度末における（連結）従業員数	- 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 - 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「従業員の状況」を参考に記載してください。
(5) 直前事業年度末における（連結）売上高	- 直前事業年度における年間売上高を基準とします。 - 連結財務諸表を作成する会社については、売上高に準じた項目（業種）によって、例えば銀行業であれば経常収益、証券業であれば営業収益、保険業であれば正味保険料など）で代替してください。
(6) 直前事業年度末における連結子会社数	連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。連結子会社が存在しない場合は、「10社未満」を選択してください。
■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針	- 支配株主を有する会社は、以下に掲げる者と取引を行う場合における、少数株主保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。 ① 親会社 ② 支配株主（親会社を除く） ③ ②の近親者 ④ ②及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 - 当該指針の内容に変更があればその都度修正してください。 ※ 少数株主保護の方策に関する指針については、支配株主がその影響力を利用して、支配株主又は上記③④を利用する取引を行うことにより、会社については少数株主を害することを防止することを目的とし、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用等について具体的に記載してください。※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとつて適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する事項の開示（上場規則第411条、同施行規則第412条）の一部として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますのでご注意ください。
■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特例な事情	親会社や上場子会社（財表規則第8条第3項に規定する子会社のうち上場している会社をいいます。以下同じ。）を有する場合においてはその事実及び当該関係を踏まえたコーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）について記載してください。

記載事項	記載上の注意
	さい。例えば、当該会社が、①親会社を有している場合には当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について、②上場子会社を有している場合には当該子会社の独立性に関する考え方・施策等について、記載することが望まれます。
	・ その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えと考えられる事実等があれば記載してください。
	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況	
記載事項	記載上の注意
■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項	- 数字（人数）に関する項目）は半角で入力してください。 - 当該内容について変更があればその都度修正してください。
(1) 組織形態	現在の組織形態について、「監査役設置会社」用、「<u>監査等委員会設置会社</u>」用及び「指名委員会等設置会社」用の3種類の様式があり、「監査役設置会社」用様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。
(2) 取締役関係	定款上の取締役の員数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。
① 定款上の取締役の員数	- 定款上にはCEO（最高経営責任者）を含めるものとし、 - 代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。 - 社外取締役とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。
② 定款上の取締役の任期	定款上の取締役の任期を記載してください。
③ 取締役会の議長	代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。
④ 取締役の人数	報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんので注意してください。
※社外取締役を選任している監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合	以下、「⑤社外取締役の選任状況」は、社外取締役を選任している監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社に限定了項目です（指名委員会等設置会社の場合は、「⑤社外取締役に関する事項」という欄となっています。）。
⑤ 社外取締役の選任状況	- 報告書の最終更新日現在の社外取締役に対象とします。社外取締役候補者は含めませんので注意してください。 「ハ、会社との関係(1)」に入力された社外取締役の人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。
ロ、社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	- 社外取締役のうち、報告書の最終更新日現在において独立役員（上場規則第436条の2に規定する独立役員をいいます。以下同じ。）に指定されている人数を記載する項目です。 「ニ、会社との関係(2)」に入力された社外取締役のうち、独立役員として指定されている場合のチェックボックスにチェックが付されている人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を、「(4) 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」欄に記載してください。
ハ、会社との関係(1) □ 属性選択項目	- 属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。 「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身者」に該当します。 「学者」とは大学又は大学院の教授、准教授その他これらに準ずる者をいいます。

記載事項	記載上の注意
☐ 会社との関係に ついての選択項目	- 複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。 - 各項目について、現在（若しくは最近）又は過去における該当状況を選択してください。 【会社との関係】 a 上場会社又はその子会社の業務執行者 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者） h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ） i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ） j 上場会社の取締役 k その他 - 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を選択してください。 - 近親者が各項目（h、～j、を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を選択してください。 - ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「上場会社」を主要な取引先とする者」「多額の金銭のその他の財産」「近親者」などの解釈及び各項目に該当するか否かの判断については、独立役員届出書におけるものと同様です。 - a から j、以外の内容で会社との間に何らかの特筆すべき関係がある場合には、k、を選択してください（その場合には二、会社との関係（2）において当該関係についての補足説明を記載することが求められます。）。 - 独立役員の資格を充たさず社外役員を全て独立役員に指定している旨を「（4）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については各項目の該当状況の選択は不要です。 - 期中に選択内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。
二、会社との関係(2)	
☐ 独立役員	- 当該社外取締役が、独立役員として指定されている場合には、チェックボックスをチェックしてください。 ＜適合項目に関する補足説明＞ - 会社との関係に関する適合項目の概要を記載してください。 - 概要の記載にあたっては、「第3編第1章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】I. 4. 属性情報の記載」を参照してください。 - 独立役員の資格を充たさず社外役員を全て独立役員に指定している旨を「（4）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載は不要です。 - 期中に記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。
☐ 適合項目に関する補足説明	
☐ 選任の理由	＜当該社外取締役を選任している理由＞ - 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。 （例） 当該社外取締役の専門性と上場会社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 - 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうか

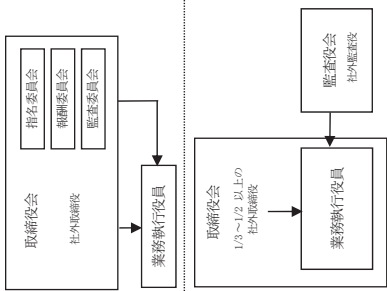
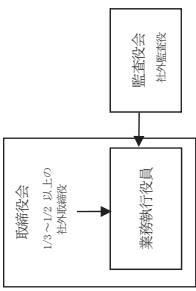
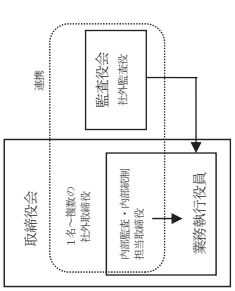
記載事項	記載上の注意
	を監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につながることが想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。 - 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでも構いません。 - 当該社外取締役の独立性に関する上場会社の考え方について記載してください。また、当該社外取締役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられます。 ＜開示加重要件への該当状況＞ - 当該社外取締役が、「開示加重要件」（施行規則第211条第4項第5号a、第226条第4項第5号a、第229条の10第4項第5号a）に列挙されている事由をいいます。以下、同じ。）に該当している場合には、その旨を記載してください。＜適合項目に関する補足説明＞ 欄において属性情報に関する記載を行っている場合には、当該欄にまとめて記載することも可能です。 - 開示加重要件については、「第3編第1章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】3.（3）開示加重要件について」を参照してください。 - 独立役員の資格を充たさず社外役員を全て独立役員に指定している旨を「（4）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、開示加重要件への該当状況の記載は、独立役員に指定されている社外役員についての各行えは足ります。独立役員に指定されていない社外役員については、当該記載を省略することができます。 ＜独立役員に指定した理由＞ - 当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定した理由について記載してください。 - 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、第三者委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程についても併せて記載することが考えられます。 - 独立役員として指定する者が、開示加重要件のいずれかに該当する場合は、その事実を踏まえてもなお、株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由について、具体的に記載してください。 「独立役員に指定した理由」は、「当該社外取締役を選任している理由」とまとめて記載することが可能です。 ※監査役設置会社及び監査等委員会設置会社の場合 - 以下、「⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」は、監査役設置会社及び監査等委員会設置会社に限定した項目です。監査等委員会設置会社にあつては、「（4）任意の委員会」に対応する項目です。「（3）監査等委員会」の記載上の注意については、後述する「※監査等委員会設置会社の場合」をご参照ください。 - 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無を選択してください。 ⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 イ、任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 - 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合に、委員会の名称、委員の人数を記載してください。委員長（議長）については、「社内取締役・社外取締役・社外有識者・その他・なし」から選択してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 - 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の任意の委員会の職務に専念する者をいいます。 ロ、補足説明 - 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会について補足説明をする場合は、記載してください。 - 委員構成において、「その他」に該当する委員がいる場合は、具体的な属性を記載してください。 - 委員の選定方法、選定理由及び役割、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます。

記載事項	記載上の注意
※監査役設置会社の場合 (3) 監査役関係	・ 以下、「(3) 監査役関係」は、 <u>監査役設置会社</u> に限定した項目です。 ・ 監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。 ・ 定款上の監査役の数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。 ・ 監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補者は含めませんので注意してください。 ・ 監査役と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載してください。 ・ 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 ・ 監査役と会計監査人との間、又は監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査役と、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 ・ 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することもあると考えられます。
③ 監査役の数	・ 「⑥社外監査役の選任状況」については、「■1. (2) ⑤社外取締役の選任状況」の記載要領を準用します。記載にあたっては、当該欄の記載要領を参照してください。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。 ・ 会社との関係についての選択項目は、以下【会社との関係】の各項目について、 <u>現在（若しくは最近）又は過去における該当状況を選択してください。</u> ・ 社外監査役とは、会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。以下同じ。
⑤ 社外監査役の選任状況	【会社との関係】 a 上場会社又はその子会社の業務執行者 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 d 上場会社の親会社の監査役 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者） j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ） k 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者（本人のみ） l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ） m その他
※監査等委員会設置会社の場合 (3) 監査等委員会	・ 以下、「(3) 監査等委員会」は、 <u>監査等委員会設置会社</u> に限定した項目です。 ・ 監査等委員会の委員の人数を記載してください。委員長（議長）については、 <u>「社内取締役・社外取締役・なし」</u> から選択してください。 ・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 ・ 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
① 委員構成及び議長 性	【監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無】 □ 当該取締役及び使用人の職務の補助が及ぶのかどうかについて記載してください。例えば、監査等委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務しているか、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。
② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	・ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合 □ 現在の体制を採用している理由 ・ 当該体制を採用している理由について記載してください。 ・ 監査等委員会と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載してください。 ・ 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。

記載事項	記載上の注意
・ 当該取締役及び使用人の異動について、監査等委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査等委員会の職務の補助に關して業務執行取締役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。	・ 当該体制を採用している理由 □ 現在の体制を採用している理由 ・ 当該体制を採用している理由について記載してください。 ・ 監査等委員会と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載してください。 ・ 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 ・ 監査等委員会と会計監査人との間、又は監査等委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 ・ 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することもあると考えられます。
※指名委員会等設置会社の場合 (3) 各種委員会	・ 以下、「(3) 各種委員会」から「(5) 監査体制」までは、 <u>指名委員会等設置会社</u> に限定した項目です。 ・ 各種委員会の委員の人数を記載してください。委員長（議長）については、「社内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 ・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 ・ 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
(4) 執行役関係	・ 全執行役の人数を記載してください。当該執行役については、報告書の最終更新日現在の執行役を対象とします。執行役候補者は含めませんので注意してください。 ・ 兼任状況 ・ 各執行役につき、代表権の有無を選択してください。 ・ 各執行役につき、取締役、使用人との兼任の有無を選択してください。 ・ 取締役と執行役を兼任している場合は、指名委員会・報酬委員会への所属の有無を選択してください。
(5) 監査体制	【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】 □ 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 ・ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載してください。例えば、監査委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の形で監査委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載することが考えられます。 ・ 当該取締役及び使用人の異動について、監査委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査委員会の職務の補助に關して執行役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。
② 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】 □ 現在の体制を採用している理由 ・ 当該体制を採用している理由について記載してください。 ・ 監査委員会と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載してください。 ・ 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 ・ 監査委員会と会計監査人との間、又は監査委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 ・ 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することもあると考えられます。

記載事項	記載上の注意
開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 ・ 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することも考えられます。	
※共通項目	・ 以下、(4)から(7)までの項目は、 監査等委員会設置会社 にあっては、(5)から(8)まで、 指名委員会等設置会社 にあっては、(6)から(9)までに対応する項目です。
(4) 独立役員関係 ☐ 独立役員の数	・ 独立役員の人数を記載する項目です。 ・ 「(2)取締役関係 ⑤社外取締役の選任状況 ロ、社外監査役のうち独立役員に指定されている人数」と「(3) 監査役関係 ⑤社外監査役の選任状況 ロ、社外監査役のうち独立役員に指定されている人数」の合計人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。
☐ その他独立役員に関する事項	・ 独立役員が資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定している場合には、その旨を本欄において明記してください。 ・ コードの原則4-9の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。
	コード【原則4-9】 取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役と公する者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。
	・ 取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定め、＜社外役員の属性情報＞における記載を省略する場合には、本欄において当該基準を記載してください。他の記載欄（「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」等）において、同様の軽微基準を開示している場合には、その記載を参照することでも足りません。 ・ 独立役員が確保されていない場合には、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 ※ 独立役員が確保されていない場合は、上場規程第436条の2の違反となり、上場規程第508条に規定する公表措置等の実効性確保手段の適用対象となりますので、ご留意ください。 ・ その他、独立役員に関して補足すべき内容がある場合には、本欄に記載してください。
(5) インセンティブ関係 ① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	・ ストック・オプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。 ・ 業績連動型報酬制度を導入しているときは、補足説明において、その評価の指標や目標水準及び支給の連動幅などについて記載することが望めます。 ・ ストック・オプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望めます。 ・ その他のインセンティブに関する施策を実施している場合は、「その他」を選択し、補足説明において当該内容について記載してください。 ・ 取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を補足説明欄に記載してください。
② ストック・オプションの付与対象者について	・ ストック・オプション制度採用会社のみ回答してください。 ・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 ・ 付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。 ・ ストック・オプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況について補足説明欄に記載することが考えられます。
(6) 取締役報酬関係 ① (個別の取締役報酬の) 開示状況	・ 指名委員会等設置会社については、「取締役・執行役報酬関係」となります。 ・ 選択項目から、個別の報酬の開示を行っている範囲を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。

記載事項	記載上の注意
	・ 事業報告で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考えられます。例えば、上場会社のウェブサイトに掲載するなどして公衆縦覧に供している場合は、その旨を記載することなどが考えられます。 ・ 具体的な報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してください。例えば、報酬額に顧問料、コンサルティング料などの名目で支払った金額が含まれるかを明示することが考えられます。有価証券報告書等で開示している場合は、その開示方法に準じて記載してください。 ・ 新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書（1の部）」において報酬額を開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合を含めるものとします。 ・ 指名委員会等設置会社にあつては、「②（個別の執行役報酬の）開示状況」についても、同様に記載してください。
② 報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無	・ 指名委員会等設置会社にあつては、「③報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無」となります。 ・ 報酬の額又はその算定方針の決定方針を有している場合は、「あり」を選択した上で、その内容を記載してください。 ・ コードの原則3-1 (iii)の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。
	コード【原則3-1】 上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 (iii) 取締役会が経営報酬部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制	・ 社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がいる場合はその旨（専任スタッフである場合はその旨）及び担当内容を記載してください。 ・ 社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。 (例) 社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対面としての報酬水準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監査役への事前説明の概要（資料の事前配布及び事前説明の有無）などが考えられます。

記載事項	記載上の注意
■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)	・ 「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日公表)において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の3つの類型を参考してください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信頼を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されているものですが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があることを前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められます。 ①指名委員会等設置会社  ②社外取締役を中心とした取締役会  ③社外取締役の選任と監査役等との連携  ・ 業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要や、業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等を具体的に記載してください。 ・ 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスを導入している場合に、その具体的施策等について記載してください。 (例) ・ 取締役会や監査役会など (指名委員会等設置会社の場合は、法定の各種委員会、執行役会を含みます。) の法定の組織のほか、経営諮問委員会、アドバイザリーボードなどの名称により設置された各種の諮問委員会や、経営会議、執行役員会、常務会等について、それぞれの概要 (業務執行や監督のプロセスにおける役割、構成メンバー、男女別の構成など) や関係状況等を記載することが考えられます。 ・ その他各種委員会を設置している場合は、構成委員の概要 (常勤委員、社内取締役、社外有識者の人数、選定方法、選定理由及び役割、委員長 (議長) の属性 (社内取締役、社外取締役、社外有識者の別)、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模など) について記載することが考えられます。(指名委員会又は報酬委員会に類

記載事項	記載上の注意
	似する任意の委員会については、1. (2) 取締役関係の⑥の欄に記載してください。 ・ 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、特別なプロセスを導入している場合に、その概要について記載することが考えられます。 ・ コードの原則3-1 (iii) 及び (iv) の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 コード【原則3-1】 上場会社は、<u>法令に基づく開示を適切に行うことに加える。会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード (原案) の各原則において開示を求めている事項のほか) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</u> — (iii) <u>取締役会の経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</u> — (iv) <u>取締役会の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続</u> ・ 監査の状況としては、監査の組織・人員及び手続等、公認会計士の氏名・継続監査年数等を記載することが考えられます。 ・ 監査役の機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。 (例) ・ 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。(これらの内容について1. (3) 監査役関係の③～⑤の欄で記載している場合は、それらの記載で代替することが可能です。) ・ 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が、会社との間で責任限定契約 (会社法第427条第1項に規定する契約) を締結している場合は、当該内容について記載してください。 ■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 ・ 取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用している理由について具体的に記載してください。その際には、上記の3つのモデルを参考してください。 (例) ・ 取締役会の機能強化の観点から、指名委員会等設置会社制度を採用しているにもかかわらず、内外の投資者等にとって分かりやすいコーポレート・ガバナンスの枠組みを採用している場合や、平時における経営者の脱明責任の確保、有事における経営者の暴走等の防止、安全弁といった機能を担う仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。 ・ 監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。 【監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合】 ・ <u>監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の形態を採用している理由を記載してください。</u> ・ 意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役設置会社形態の時と比較評価することなどが考えられます。 ・ 上記の機能をより強化するために、現在導入を検討している施策等があれば、その概要を記載することが考えられます。 ・ 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。 【監査役設置会社であって、社外取締役を選任している場合】 ・ 上場会社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。 ・ 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。

記載事項	記載上の注意
	【監査役設置会社であって、社外取締役を選任していない場合】 ・ 上場会社の現状に照らして、当該体制を採用している理由（社外取締役を置くこととが相当でない理由）を記載してください。 ・ 社外取締役の導入を検討したことがある場合は、その採用を見送った理由も併せて記載することが考えられます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

記載事項	記載上の注意
■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。 ・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日以上前に発送した場合をいいます。ただし、これはコードの補完原則1-2②における「早期発送」の定義を示すものではありません。 ・ b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。）をいいます。 ・ c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができている環境にある場合をいいます。この場合、補足説明において、その概要を記載することが望まれます。 ・ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム（例えば、株ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパンの意）が運営するもの）を利用している場合には、d. にチェックをしてください。 ・ 定時株主総会の招集通知等（要約も可）の英訳版を作成している場合には、e. にチェックをしてください。 ・ その他、上場会社ウェブサイトへの招集通知の掲載など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施している場合には、「f. その他」を選択し、補足説明においてその概要を記載することが考えられます。 ・ 新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「その他」を選択し、補足説明においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。 ・ 補足説明において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の招集日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社としての姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。

■ 2. IRに関する活動状況	・ 該当項目にチェックするとともに、代表者自身による説明の有無を選択してください。該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ 「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長（CEO、COO等の社を代表する立場にある者を含みます。）その他の代表取締役（代表執行役）を指すものとします。 ・ ディスクロージャリーポリシーを作成し、公表している場合には、a. にチェックをしてください。 ・ b. ～d. における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に1回など、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安とします。）で説明会を開催している場合をいうものとします。この場合における補足説明では、IR活動の実施時期（実施年月日）、実施内容（説明者や説明内容の概略など）、参加者の属性及びその数（上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限りです。）などを記載することが望まれます。 ・ e. における「IR資料」とは、当該会社が作成する書類又は電磁的ファイルであって、投資者等（投資者、証券アナリスト、取引先又は株主）による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補足説明では、IRに関するURL、ウェブサイトにおいて掲載している投資者向け情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通
-----------------	--

記載事項	記載上の注意
	知)の種類等について記載することが望まれます。 ・ f. における補足説明においては、IR担当部署名、IR担当役員（当該場合社のIR活動に責任を負う者をいいます。）及びIR事務連絡責任者（当該場合社のIR活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。）等を記載することが望まれます。
■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況	・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。 ・ b. における補足説明においては、具体的な実施内容について（企業による報告書（環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々）の作成、公開など）記載することが望まれます。 ・ d. 「その他」における補足説明については、役員への女性の登用に關する現状を記載することが考えられます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

記載事項	記載上の注意
■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。 ・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
☐ 内部統制システムについて基本的な考え方	・ 経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくかについて、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保する観点から上場会社の考え方（基本方針）を記載してください。
☐ 内部統制システムの整備状況	・ 経営者が内部統制に関する体制や環境をどのように構築しているか、その状況について記載することが考えられます。 ・ 構築したシステムが設計したとおり運用され、成果を上げているかを検証できる仕組みとなったかについての説明に加え、経営面への貢献等について記載することが考えられます。 ・ コンプライアンス体制の整備状況として、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築している場合には当該内容（社内におけるコンプライアンス規範や倫理規範の策定・公開、内部通報制度の構築の有無、内部通報制度と適時開示体制との関連性など）について記載することが望まれます。 ・ リスク管理体制の整備状況として、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築している場合には当該内容（様々なリスクの発生に対する未然防止手続や、発生した際の対処方法等を定めた社内規程の整備等があればその概要など）について記載することが望まれます。 ・ 情報管理体制として、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備している場合には当該内容（各種情報の記録の方法や保存年数等）について記載することが望まれます。 ・ 会計監査人の内部統制に関する事項について記載することが考えられます。 ・ グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載することが考えられます。
■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況	・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。 ・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。 ・ 基本的な考え方及びその整備状況をコーポレート・ガバナンス報告書に記載するために、取締役会決議することは必須ではなく、現在の考え方や整備されている状況を記載することで差し支えありません。ただし、政府指針（平成19年6月19日付「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）においては、「反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。」と記載されているため、会社法上の内

記載事項	記載上の注意
	部統制システムに位置付けて取締役会決議を行うかどうかは、それを考慮した上で判断を行ってください。
☐ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための上場会社の基本的な考え方（基本方針）を記載してください。
☐ 反社会的勢力排除に向けた整備状況	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的とした倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況及び社内体制の整備状況について記載してください。 ・ 社内体制の整備状況については、例えば、以下に掲げる反社会的勢力による不当要求に備えた平素からの対応状況について記載することが考えられます。 （1）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況 （2）外部の専門機関との連携状況 （3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況 （4）対応マニュアルの整備状況 （5）研修活動の実施状況 ・ 平成19年6月公表の犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参考に記載することが考えられます。

V その他

記載事項	記載上の注意
■ 1. 買収防衛策の導入の有無	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。 ・ 報告書の最終更新日現在における買収防衛策の導入の有無を選択してください。 ・ 買収防衛策を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収防衛策」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等による当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいいます。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいいます。ここで「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいいます。 ・ 当該防衛策の合理性に対する経営陣の評価や意見などを記載することも考えられます。 ・ 上場会社ウェブサイトで買収防衛策の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。 ・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社施行規則第118条第3号参照）を決定している場合にはその内容を記載してください。 ・ 新規上場申請者が、買収防衛策の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。
■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項	・ コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後の目標等について記載することが考えられます。
☐ 模式図（参考資料）の添付について	・ 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。 ・ 株主総会、取締役会及び監査役（会）の相互の関係及び固有の経営会議、アドバイザリーボード等の諮問委員会などの設置状況に加えて、内部統制システム、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。
☐ 適時開示体制の概要	・ 平成22年6月の有価証券上場規程等の改正によって廃止となった「適時開示に係る宣誓書」の添付書類であった「適時開示体制概要書」に相当する内容を、適時開示体制の概要として記載してください。 ・ 適時開示体制の概要（模式図）は、次ページ以降の【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】を参照して作成してください。 ・ 適時開示体制の概要について、テキストによる説明を行う場合には、本欄を使用してください。模式図を作成した場合には、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図の後に、添付してください。

記載事項	記載上の注意
	※ 現在、当取引所ウェブサイトに掲載中の「適時開示体制概要書」については、適時開示体制の概要に関する記載を含む報告書が提出された後に、掲載を取りやめます。

O別添 1

【コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則】

原則	内容
原則1-1-4	上場会社がいかなる政策保有様式として上場様式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経営合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。 上場会社は、政策保有様式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。
原則1-1-7	上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主同士の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。
	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 （ii）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 （iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たったの方針と手続 （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
補充原則4-1-1①	取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
原則4-1-8	独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような責務を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。 また、業績・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考ええる上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組方針を開示すべきである。
原則4-1-9	取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における専断・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。
補充原則4-1-11①	取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
補充原則4-1-12②	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
補充原則4-1-13③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。
補充原則4-1-14②	上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。
原則5-1-1	上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

O別添 2

【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】

1. 適時開示体制の概要

「適時開示に係る社内体制」（以下「適時開示体制」という。）は、単なる開示手続の業務プロセスや会社情報の社内での流れとしてではなく、重要な会社情報の適時適切な開示を可能とするための社内体制と位置付けられます。

上場会社においては、金融商品市場において自社の有価証券を上場している以上、適時適切な開示は重要な責務であり、これを全うするための体制の整備・運用を図っていくことが強く求められます。また、適時開示業務の適切な執行によって金融商品市場の信頼を得ることは、中長期的な企業価値の維持・向上につながるものであり、経営の観点からも適切な開示は有用と認識されるものと考えます。

適時開示体制は、上場会社各々が、おのおのの実情を踏まえて、適切な体制を構築していくものです。このため、各社がどのような方針・意図を持って社内体制を整備・運用しているかにより、適時開示体制は自ずと異なってくるものと考えます。どのような適時開示体制を整備するかは各社の判断によることとなりますが、その体制は適時開示について求められる一定の水準を確保しているものであることが必要です。

2. 適時開示体制の整備のポイント

適時開示体制について求められる一定の水準を確保するためには、まず、適時開示業務を執行する体制を適切に整備することが必要です。具体的には、常に開示の迅速性を十分に意識して手続を整備することが必要です。それに加えて、開示対象となる情報（以下「開示対象情報」という。）を適切に識別して網羅的に収集し、上場規程その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、正確・明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、会社として公式な承認・決定等を実施したうえで、適切な時期に、投資者の公平性等に留意しつつ公表できるよう、手続を整備する必要があります。

また、上記の要点を達成するための手続を行うことが十分に可能な組織を構築することが必要です。さらに、こうした手続・組織を整備するだけでなく、それらが有効に運用されていることをモニタリングによって確保することも非常に重要です。

加えて、適時開示の重要性に鑑みれば、適時開示業務を執行する体制は、経営者の適切な関与のもとで、以上の点を満たせるよう整備されることが肝要です。そして、この体制が適切に機能を発揮するためには、組織や手続を整備するだけでなく、経営者自身が適時開示の重要性を認識し、明確な姿勢・方針を示すとともに、こうした姿勢・方針を社内に周知・啓蒙し、適切な運用を図っていくことが重要です。

また、適時開示の観点における自社の特性や開示に関するリスクを認識・分析し、それを踏まえて適時開示業務を執行する体制を整備するとともに、これらを絶えず意識しつつ、適時開示業務を運用していくことが、いかなる場合においても適時適切な開示を行うために必要と考えられます。

こうした点を踏まえると、図表1-1のとおり、適時開示体制の整備のポイントは、「適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項」と「適時開示業務を執行する体制」の2つに大別して整理されます。

図表 1-1 適時開示体制の整備のポイント

区 分	適時開示におけるポイント	内 容
① 適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項	1. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等	イ. 経営者の姿勢・方針の明示 ロ. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙 ハ. 経営者による姿勢・方針の実践 ニ. 適時開示体制との関連を考慮したコーポレート・ガバナンス
	2. 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析	イ. 適時開示に関する自社の特性の認識・分析 ロ. 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析
② 適時開示業務を執行する体制	1. 開示担当組織の整備	イ. 開示担当部署の整備 ロ. 全社的な対応体制 ハ. 開示に関する教育 ニ. 体制の整備の範囲
	2. 適時開示手続の整備	イ. 開示手続と開示プロセス ロ. 開示対象情報の種類 ハ. 整備した手続の社内への周知徹底 ニ. 適時開示手続の要点 ※ 図表 1-2 を参照
	3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備	ホ. 適時開示手続と密接に関連する他の社内手続との関連性

図表 1-2 適時開示手続の要点一覧

プロセス	要 点	内 容
① 情報収集プロセス	a 迅速性	適時開示すべき情報を迅速に収集する。
	b 網羅性	適時開示すべき情報を網羅的に収集する。
	c 適時性	適時開示すべき情報を適時に開示できよう開示業務を管理する。
	d 適法性	関連法令、上場規程等を遵守して適時開示業務を実施する。
②分析・判断プロセス	e 正確性	適時開示すべき情報の正確性を確保する。
	f 公式性	情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う。
③ 公表プロセス	g 公平性	開示資料の公表にあたり、公平性に配慮する。
	h 積極性	開示資料の公表にあたり、積極的に対応する。

3. 適時開示体制の概要（模式図）の記載上の留意点と適時開示体制の整備のポイント

適時開示体制の概要（模式図）の記載に際しては、適時開示体制の整備のポイントに留意して、メリハリをつけ、重要な点は明確に記載することが、投資者等に自社の適時開示体制を簡潔にわかりやすく説明するうえで有用と考えます。必ずしも、整備のポイントのすべてについて詳細な記載が必要というわけではありません。

そもそも適時開示体制は、各社が自社の置かれた開示に関する特性やリスク等の認識・分析に基づき、明確な姿勢・方針のもとで構築していくべきものであり、この結果として構築された体制は各社各様の体制になり得ます。このため、投資者に自社の適時適切な開示のための社内体制のポイントを示して説明する観点から、自社がどのような事項を考慮し、またどのような姿勢・方針を持って自社の体制を整備しているかが最も重要です。そして、自社において重要と考えるポイントについて明瞭かつ要点を踏まえて記載するよう留意することが適当と考えます。なお、その際に、関連性の深い複数のポイントについては、各ポイントを別々に記載するのではなく、組み合わせて記載することも一考です。

ただし、利用者が各社の体制を理解しやすいよう、具体的に開示担当組織や開示手続の概要についてわかりやすく記載することが必要です。

具体的な記載方法については、各ポイントの記載上の留意点を参考にしてください。各社が自社の適時開示に関する特性やリスクを踏まえて自らの適時開示体制を改めて点検あるいは見直したうえで、整備のポイントと自社の社内体制との関連づけを意識しつつ記載することが重要です。

（1）適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

① 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等

上場会社の経営者の開示に対する姿勢・方針等は、投資者が各社の適時開示体制を理解するうえで重要な事項になります。経営者の開示に対する姿勢・方針を明確に記載するとともに、社内への周知・啓蒙の状況についても簡潔に記載することが望まれます。また、適時開示体制に占める経営者の役割の重要性に鑑みれば、適時開示体制の整備や実際の運用において経営者が果たしている役割を記載することも重要です。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制を記載する場合には、適時開示体制との関連を中心に簡潔に記載することが望ましいと考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 経営者の姿勢・方針の明示	- 上場会社各社が適時開示を適切に実施していくにあたり、最も重要なのは、経営者自身の開示に対する姿勢であることに疑いはないと考えられます。また、どのような体制を整備しようとも経営者自身の不適切な行動に伴い、適時開示体制の有効性が損なわれることは近年のいくつかの不適切な事例をみても明らかです。 - したがって、経営者自身が適時開示の重要性を十分に認識したうえで、経営者自らの開示に対する姿勢・方針を明確に示すことが重要です。 - 経営者自らの開示に対する姿勢・方針を会社の姿勢・方針として社内に関知徹底させていくことが適時開示体制を有効に機能させるうえで重要です。どのような体制を整備しても経営者以外の役職員にこれが周知徹底されない限り、実際の運用との乖離が大きくなり、適時開示体制の有効性が損なわれる可能性が大きくなります。したがって、経営者自身の開示に対する姿勢・方針を社内教育や日常の活動を通じて役職員に関知・啓発し、適時開示を重視する会社風土を構築していくことが重要です。
ロ. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙	経営者自らの開示に対する姿勢・方針を会社全体の姿勢・方針として社内に関知徹底させていくことが適時開示体制を有効に機能させるうえで重要です。どのような体制を整備しても経営者以外の役職員にこれが周知徹底されない限り、実際の運用との乖離が大きくなり、適時開示体制の有効性が損なわれる可能性が大きくなります。したがって、経営者自身の開示に対する姿勢・方針を社内教育や日常の活動を通じて役職員に関知・啓発し、適時開示を重視する会社風土を構築していくことが重要です。
ハ. 経営者による姿勢・方針の実践	- 経営者の姿勢・姿勢・方針を打ち出すだけではなく、経営者自らが姿勢・方針を実践することも重要です。 - 適時開示体制に占める経営者の役割の重要性に鑑みれば、適時開示体制は、経営者の適切な関与のもとで整備されることが肝要です。そして実際の運用においても、経営者自身が適時開示体制の中で一定の役割を果たすことが望まれます。例えば、以下の方策が考えられます。 ① 経営者が、自らの姿勢・方針に基づき適時開示体制を整備するとともに、実際の運用においては重要事項については報告を受ける等の関与を行う。 ② 経営者自らが直接開示業務に携わる。

検討項目	整備のポイント
二、適時開示体制との関連を考慮したコーポレート・ガバナンス	- 会社全体に係るコーポレート・ガバナンスは、会社経営の根幹に関わる事項であり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していることが会社の様々な活動の前提となるものとして、非常に重要です。適時開示体制においても、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していることが、有効な適時開示体制の整備の前提となるものと考えられます。 - なお、上場会社における適時開示の重要性に鑑みれば、コーポレート・ガバナンス体制が、上記の経営者の開示に対する姿勢・方針と整合的で、適時開示体制との関連（ガバナンス体制が、適時開示体制が有効に整備されることにつながるよう設計されているかどうか）を考慮したものであることが望ましいと考えられます。

② 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

上記で取り上げた適時開示に関わる特性はいずれも、各社が適時開示に関わる業務執行体制を整備する前提として考慮すべきものであるため、適時開示業務を執行する体制との関連を含めて、簡潔に記載することが望ましいと考えられます。

また、適時開示に関するリスクの認識・分析の状況についても、特筆すべきリスクの原因となる事項がある場合、あるいは、リスクに明確に対応する観点から具体的な体制を構築している場合には、その概要も記載することが望めます。その際、リスクと特性は密接に関連する場合も多いことから、これらの関連性を含めて記載することも考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ、適時開示に関する自社の特性の認識・分析	- 適時開示体制の整備にあたっては、適時開示の観点からみれば自社の特性を十分に認識・分析することが必要になります。なぜなら、適時開示体制の有効性は、会社の規模や拠点の地理的な分散状況、業態等に大きな影響を受けるからです。 - 上場会社が適時開示業務を執行する体制を整備するにあたっては、適時開示の観点からみれば自社の特性に応じた適切な体制の整備を図るとともに、そうして整備された体制の中で、適時開示の観点からみれば自社の特性を絶えず意識しつつ、実際の運用が行われることが適切であると考えます。 【適時開示に関わる特性の一例】 - 会社規模 - 拠点の地理的分散状況 - 事業の多角化の状況 - 事業の種類
ロ、適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析	- 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析を継続的に行うことも重要です。不適正な開示を行ったことにより、大きな損害を会社が発生させた事例が多数発生しており、また直接大きな影響がなくても不適正な開示を繰り返していることなど、当該会社のディスクロージャーに対する信頼性や社会的評価が下がるといった事態も考えられます。 - 適時開示に関するリスクそのものである不適正開示とそれによる影響については、影響の程度は別として、すべての上場会社に共通のものも捉えることができると考えられます。一方、その発生原因となる事項は、前述した開示に関する特性など各社の状況により、様々に異なります。 - したがって、不適正開示とそれによる影響、そして、その原因となる事項を十分に把握するとともに、継続的に分析することによって、適時開示に関するリスクを意識しつつ適時開示体制の整備を行う必要があると考えます。

(2) 適時開示業務を執行する体制

適時開示業務を適時適切に執行する体制は、経営者が自社の様々な状況を踏まえて、さらに業務の実効性と効率性をも勘案して整備・運用していくものと考えられます。また、各社が様々な異なる環境にさらされていることを考慮すれば、その体制は各社によって異なるのが通常と思われるかもしれません。しかしながら、上場会社である以上、一定水準の適時開示業務を執行する体制を整備する必要があります。

適時適切に開示業務を執行する体制を整備するにあたり「開示を担当する組織」と「開示手続」の整備という観点から体制整備のポイントを示します。ここで、開示を担当する組織は「自社で定めた開示手続を執行することが十分に可能な組織」である必要があり、開示手続についても「開示にあたり達成すべき一定の要点を達成することが十分に可能な手続」であることに留意すべきです。これらは密接不可分に結びついており、必ずしも明確に切り離すことができるわけではありませんが、説明をわかりやすくするために、このように区分しています。本書ではこの両面から体制整備のためのポイントを示します。

加えて、整備した適時開示業務を執行する体制の運用の実効性を確保するためには、適時開示体制を対象としたモニタリング制度の整備・運用も重要です。

① 開示担当組織の整備

開示担当部署の位置付け・役割あるいはその他の機関や部署の適時開示体制における役割と開示担当部署との関係が明確にわかるよう記載することが望ましいと考えられます。また、上場会社が適時開示業務にどの程度の経営資源を投入し、どのような体制で臨んでいるかを明らかにすることは、投資者がその会社の適時開示情報の信頼性を判断するうえで重要な事項と考えられます。

なお、適時開示に係る組織と手続は密接に関連することから、この記載にあたり、適時開示手続と一体で説明することも考えられます。この場合には、組織と手続のそれぞれの概要が明確にわかるように記載することが望ましいと考えられます。

本項目の記載内容としては、以下の事項が考えられます。

- 開示を担当する組織の概要（組織名・人員数等）
- 開示責任者（役職、役割等）
- 開示に関する社内教育の状況
- グループ会社における状況
- 開示に関する規程の整備状況

検討項目	整備のポイント
イ、開示担当部署の整備	- 適時開示業務を執行する体制を整備するにあたっては、まず、開示業務を直接担当する部署及び人員を決定するとともに、責任者を定めることが通常と思われる。 - どのような組織や人員数で対応するかについては、適時開示に関する自社の特性やリスク、業務の効率性や業務に係るコストなどを勘案して経営者が整備するものと考えられます。しかし上場会社である以上、適時適切な開示は重要な責務であり、これを軽視することは認められません。開示担当部署の整備にあたっては適時適切な開示を十分に行えると考えると考えられる水準を満たすように整備を行っていくことが求められます。 （注）なお、上場会社においては、適時開示に関する東証からの照会に対する報告、その他の会社情報の開示に係る東証との連絡を掌る者として情報取組責任者の届出を義務付けています。情報取組責任者については、その役割の重要性等に鑑みて、各社の適時開示体制の中で適切に位置づけられることも重要です。
ロ、全社的な対応体制	- 適時開示に関して、全社的な対応体制を整備することも重要です。開示対象となる情報は社内外の各所で発生することから、開示対象情報の網羅的な収集のために、適時開示業務を直接執行する開示担当部署（又は開示担当者）だけでなく、社内（グループ会社を含みます。）の広範囲にわたって開示業務への協力体制を構築していくことが必要です。具体的には開示対象情報の収集担当を社内各部署に設置することなどが考えられます。 - また、何らかの形で開示担当部署以外（又は人員）を開示業務に関与させ

検討項目	整備のポイント
	ることは、開示業務にあたっての多面的かつ総合的な判断を可能とするとともに、全社的に開示に対する意識を高めることにつながる。適時開示体制の有効性を高めることになると思われます。具体的な施策としては、開示担当部署以外の複数部門の責任者等による協議体制を整備することや、開示業務に関与することを目的とし、開示委員会などの任意の委員会を設置することなどが考えられます。この場合には、どのようなメンバー構成とするか、またどのような役割とするかも重要な事項となります。
ハ、開示に関する教育	・ 開示担当部署を定めるだけでなく、開示担当部署の担当者を含めた開示業務に係る役職員の開示に関する知識・能力を充実・維持するため、開示に関する教育を行うことも重要です。どのようなように人員・組織を整備したとしても、適時開示制度に関する理解が浅ければ、開示業務の運用における有効性の確保は困難だからです。
二、体制の整備の範囲	・ 適時開示の対象となる子会社、親会社等に関する情報についても、上記のポイントを勘案して収集・把握できる体制を整備することが求められます。そのため、子会社、親会社等における体制整備と、上場会社と子会社・親会社等との連絡体制の整備が必要となります。

② 適時開示手続の整備

開示手続は、開示担当組織と並んで適時開示業務を執行する体制の中核をなすものであり、開示手続の概要がよくわかるように、プロセス別、情報種類別あるいは図表を利用するなどして、また、開示手続上の要点と関連づけて説明することが望ましいと考えられます。

なお、開示担当組織と開示手続は密接に関連することから、この記載にあたり、一体で説明することも考えられます。ただ、その場合には、組織と手続のそれぞれの概要が明確にわかるように記載することが望ましいと考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ、開示手続と開示プロセス	・ 開示業務の執行においては、開示の迅速性を十分に意識しつつ、開示対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集し、上場規程その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、社内で適切なチェックや承認を確認したうえで会社としての公式な承認・決定等を行い、適切な時期に、投資者間の公平性等に留意しつつ公表することが求められます。
ロ、開示対象情報の種類	・ 上場会社各社が具体的などのような手続を採用するかは、各社の状況によって異なるものと思われます。したがって、特定の手続が強制されるものではありませんが、上場会社である以上、適時適切な開示を十分に行える水準を確保できるよう、開示手続を整備する必要があります。
ハ、整備した手続の社内への周知徹底	・ ここでは、開示手続について、必要な水準を確保するための要点を取り上げて、説明しています。なお、以下では、各社の記載を踏まえ、開示手続を業務の流れに沿って、① 情報収集プロセス、② 分析・判断プロセス、③ 公表プロセス に区分して説明します。情報収集プロセスは会社内で生成若しくは発生する開示対象情報を収集する過程です。分析・判断プロセスは情報収集プロセスで収集した情報について正確性等を確認したうえで開示資料を作成して公式な承認・決定等を実施する過程です。そして公表プロセスは、開示資料をT D n e t等で公表する過程です。
二、適時開示手続の要点	・ 上場規程上の開示対象情報を大別すると ① 決定事実、② 発生日実、③ 決算情報 等に区分されます。開示手続は、これらの情報の種類によっても異なることが想定されますので、手続の整備にあたっては、これらのすべての情報を対象として体制を整備する必要があります。
	・ 整備した手続を社内へ周知徹底させるためには、明文化、マニュアル化、書面の配布なども有効です。また、開示担当部署や責任者等に関する定めと合わせて社内規程として整備することも考えられます。
	・ ここでは、適時開示を行う際に各プロセスにおいて達成すべき要点を取り上げています（要点の一覧は図表1－2参照）。どのような手続を選択する場合にも、これらの要点を効果的に達成できるよう、整備すべきです。なお、実際の手続の整備にあたっては、各プロセスにまたがり複数の要点を達成するように整備すること

検討項目	整備のポイント
	も、効率性の観点から検討することが勧められます。
	① 情報収集プロセスにおける要点 a. 適時開示すべき情報を迅速に収集する（迅速性）。 かつ、 b. 適時開示すべき情報を網羅的に収集する（網羅性）。
	【要点の内容】 適時適切な情報開示にあたり、情報収集プロセスにおいては、社内各部署において、生成若しくは発生する情報を迅速かつ網羅的に収集して、開示担当部署に伝達されるように手続を整備する必要があります。また、緊急時の情報伝達経路や社内の正統のルート以外の情報伝達経路（内部通報制度等）を確保することも適当と考えられます。
	② 分析・判断プロセスにおける要点 c. 適時開示すべき情報を適時に開示できるように開示業務を管理する（適時性）。 d. 関連法令、上場規程等を遵守して適時開示業務を実施する（適法性）。 e. 適時開示を行う情報の正確性を確保する（正確性）。 f. 情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う（公式性）。
	【要点の内容】 分析・判断プロセスにおいては、情報収集プロセスにて収集した開示すべき情報の適法性、正確性を確保するとともに、開示資料を作成して、その内容が十分かつ明瞭であることなどを確認し、会社としての公式な承認・決定等を実施することが求められます。また、この業務においては適時開示を適切なタイミングで実施すること、開示資料の作成やその他の手続の実施に際して上場規程その他の関連諸法令を遵守することに常に留意する必要があります。
	③ 公表プロセスにおける要点 公表プロセスにおいては、以下の点が重要です。 ・ 即時かつ同時に開示資料を投資者等に伝達する。 ・ 公表した開示資料が原本であることを確保する（実際に会社が提出したものであり、改ざん等がされないようにする）。
	※ 適時開示にはT D n e t システムを利用することとされておりますが、同システムは上記の要点を満たすよう設計されています。 このほか、投資者の有用性を考慮すれば、これらに加えて以下の3点を考慮すべきです。
	f. 情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う（公式性）。 g. 開示資料の公表にあたり、公平性に配慮する（公平性）。 h. 開示資料の公表にあたり、積極的に対応する（積極性）。
	【要点の内容】 上記で挙げた要点は、開示資料の公表にあたり一部の投資者だけが有利とならないように配慮すること、また公表の際に投資者等にとって有用な情報を提供できるような、明瞭かつ十分な情報の公表を行うこと、また開示後の照会等にも積極的に応じること、投資者にとって有用である情報であれば上場規程で求められていないくても、積極的に公表を行うことなどを指しています。
ホ、適時開示手続と密接に関連する他の社内手続との関連性	・ I R、インサイダー取引規制を遵守するための社内手続など、開示手続と非常に密接した社内手続があります。これらの手続は、それぞれの目的に照らして非常に重要な手続であり、また業務の効率性などを考慮して共通の部署で業務を実施する場合は実務上多いと思われます。一方で開示手続との目的の違いに留意し、それらをはっきりと認識したうえで、それぞれの目的をすべて一定の水準で達成できるように体制を整備・運用していく必要があります。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

- 適時開示体制を対象としたモニタリングの重要性に鑑みると、モニタリング制度の整備状況について以下の点を記載することが望ましいと考えられます。
- ・ モニタリングを実施している組織の概要
 - ・ 実施内容（実施の頻度、範囲等）

検討項目	整備のポイント
・ 整備した適時開示体制の運用の実効性を確保するためには、開示担当組織や開示手続が適切に機能しているかを確認するためのモニタリングが本来不可欠です。通常モニタリングとしては、以下の方法が考えられます。	
イ、内部監査部門によるモニタリング	・ 内部監査部門によるモニタリングは、監査対象から独立した立場で適時開示体制が有効に整備・運用されているかどうか、また業務が適法に実施されているかどうか等について監査を行うとともに、欠陥が発見された際には改善提案等を実施することが期待されます。
ロ、監査役（監査等委員会又は監査委員会）によるモニタリング	・ 監査役（監査等委員会又は監査委員会）によるモニタリングは、監査対象から独立した立場でモニタリングを実施するだけでなく、経営者を含む業務執行機関から独立した立場でモニタリングを実施することが特に重要です。また、適時開示体制を対象としたモニタリングだけでなく、監査役（監査等委員会又は監査委員会）に、日常的に開示情報が伝達されるようになっていることも、経営者の業務執行の監査の観点からは重要と考えられます。

以上

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】

I. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

1. 制度の趣旨・独立役員とは

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、上場規程の企業行動規範（第4章第4節）のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定しています。独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。独立役員制度は、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した役員を1名以上確保することを上場会社に義務づけるものです。

※ コーポレートガバナンス・コードでは上場会社は「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」（原則4－8）としていますが、これは上場会社に2名以上の独立社外取締役の選任を義務づけるものではありません。「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法の下、「実施しない理由」を説明することにより、当該原則を実施しないことも想定されているものです。2名以上の独立社外取締役の選任を行わない場合には、その理由の説明が求められることになりま

す。

※ 独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その権限と責任、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が変わるものではありません。

2. 独立役員の確保に係る企業行動規範

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することが義務づけられています。

【上場規程第436条の2】

上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。

【上場規程第445条の4】

上場会社は、独立役員に関して記載した東証所定の「独立役員届出書」を東証に提出することが義務づけられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を東証に提出することが義務づけられています。

【施行規則第436条の2】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保することが義務づけられています。加えて、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとされています。

また、独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、東証への「独立役員届出書」の提出を求めており、「独立役員届出書」は、公衆統覧に供することとしています。届出の詳細につい

ては、「Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

なお、独立役員の確保の状況については、コーポレート・ガバナンス報告書における記載事項にもなります。詳細は「第5編」(5)コーポレート・ガバナンスに関する報告書」又は東証ウェブサイト(<http://www.tse.or.jp/rules/cg>)を参照してください。

※ 要件に合致する社外役員が複数名存在する場合

企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保です。要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないものではありません。

なお、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合に、その全員が独立役員として届け出られないときは、全ての社外役員について属性情報を独立役員届出書に記載する必要があります(詳細は「6. 社外役員に関する記載」を参照してください。)

※ 独立役員を指定する際の手続

独立役員を指定する場合の決定方法は、取締役会決議に限らず、上場会社の任意で定めることができます。なお、独立役員の指定にあたっては、書面その他の方法により独立役員となることに関する本人の同意を得たうえで、「独立役員届出書」に記載された内容の確認等を行ってください。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われない場合は、企業行動規範に違反したものと見て、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特設注意市場銘柄への指定など所定の措置を講ずることがあります。実効性確保手段の適用の要否は、独立役員が不在となつた事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うことになります。例えば、独立役員が急病等のやむを得ない事情により不在となつた場合には、本来的には、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断とはならないと考えられます。

3. 独立性に関する判断について

(1) 概要

「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」であるか否かは上場会社において実質的に判断する必要がありますが、例えば、独立役員として届け出ようとする者が、経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立役員の要件である「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」には該当しない可能性が高いと考えられます。

※ 東証は、下記(2)のとおり、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.(3)の2において、類型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を規定しています(以下、同項各号に定める事由を「独立性基準」といいます。)が、独立性基準に抵触しない場合であっても、上場会社における実質的な判断の結果「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合には、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。

(2) 独立性基準について

東証は、「上場管理等に関するガイドライン」において、東証が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)を規定しており、独立性基準に抵触する場合には、独立役員として届け出ることができません。

既に独立役員に指定している者が事後的に独立性基準に抵触した場合には、直ちに独立役員届出書(その者について独立役員の指定を解除したものの)を再提出してください。

※ 独立性基準の抵触の有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。ただ

し、独立性基準に抵触しない場合であっても、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合は、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする場合、「独立性基準」に抵触しないことが想定されますが、その者が一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのは、別個の検討が必要と考えられます。

※ コーポレートガバナンス・コードでは、「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである」(原則4-9)としています。この原則を実施する上場会社は、独立性基準を踏まえて、自社(グループ)の独立性判断基準を策定し、独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書等において開示してください。

独立性基準の詳細は、以下のとおりです(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)。

A. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

※ 「親会社」とは、財表規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。

※ 「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります(これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です)。なお、その者の経歴如何によっては、開示重要件における「業務執行者であった者」には該当する可能性があるので留意が必要です。

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)」に準じて上場会社が判断するものとします。

「主要な取引先」とは、上場会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。

なお、メインバンクに該当する銀行であれば必ず「主要な取引先」に該当するというわけではなく、メインバンクであっても、借入れ等の取引自体が僅少である場合など、「主要な取引先」に該当しないケースはあり得るものと考えられます。

※ 「上場会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出が行われる者の業務先(業務執行者としての業務先)である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「上場会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、上場会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。

※ なお、役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの範囲の無いように(例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように)、留意が必要です。

※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らし

て「業務執行取締役又は使用人」に該当するかどうかを判断することが必要となります(これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。)。なお、その者の経歴如何によっては、属性情報の開示を要する「業務執行者であった者」には該当する可能性があるので留意が必要です。

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者という。)

※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するかどうかについては、会社法施行規則第74条第4項第6号二又は同第76条第6号二の「多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)」に準じて上場会社が判断するものとします。

※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。

※ 金商法に基づく会計監査による監査報酬が「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関し脅威が生ずる可能性があることとされている(当該適用指針第220項以下)ことを踏まえ、当該適用指針への該当状況等を参考にすることが考えられます。

D. 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者

- (A) A、B又はCに掲げる者
- (B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- (C) 上場会社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

※ 「最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた」場合とは、実質的に現在、(A)から(D)までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、(A)から(D)までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。1年以上前に(A)から(D)までに該当していた場合には、「最近において…該当していた」に該当しないことが通常と考えられます。

※ 「親会社」とは、財表規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。

※ 「兄弟会社」とは、上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

E. 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

- (A) Aから前Dまでに掲げる者
- (B) 上場会社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (C) 上場会社の子会社の業務執行者
- (D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- (F) 上場会社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- (H) 最近において前(C)、(D)又は上場会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合)にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

※ 「重要でない」に該当するかどうかについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ホ等に準じ

て上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、A又はBの業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含みます。)を想定しています。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

(3) 開示加重要件について

開示加重要件に該当する場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書において記載することが必要となります。

開示加重要件の詳細は、以下のとおりですが、大要、①過去に独立性基準に抵触していた場合は②上場会社の主要株主である場合に開示加重要件に該当することとなります。

a. 過去に当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者であった者

b. 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は過去に当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家が法人、組合等の団体である場合に、当該団体に過去に所属していた者

d. 当該会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいいます。以下同じ。)

e. 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除きます。)の近親者

(a) a からd. までに掲げる者

(b) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合)にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含みます。)

※ 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。

※ 過去の経営状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載としても、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。

※ a からe 及びe について、業務執行者又は最近において業務執行者であった者(e についてはその近親者)は独立性基準に抵触するため、独立役員として指定できません。

※ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「当該会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「(2) 独立性基準について」を参照してください。

4. 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次のaからiまでのいずれかに該当する場合は、該当該状況及びそれぞれの概要を記載してください。

- a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

c.	過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
d.	過去に上場会社の親会社の監査役であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
e.	過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
f.	過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
g.	過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
h.	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。)
i.	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。))をいう。)
j.	上場会社の取引先又はその出身者(f. g. 又はh. に該当する場合を除く。)
k.	社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
l.	上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ a から i までに掲げる者(重要でない者を除く。))については、その近親者も同様の取扱いとします。

【施行規則第211条第4項第5号、第226条第4項第5号、第229条の10第4項第5号】

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。「独立性基準」と異なり、このaからlに該当する社外役員であっても、それだけで直ちに独立性が否定されることにはなりません。

なお、属性情報の記載は、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンス報告書においても必要となります。詳細は、「第5編 [5] コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご参照ください。

(1) 属性情報のaからiについて

① aからiの各項目への該当性の判断について

- 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「3. (2) 独立性基準について」を参照してください。
- 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。
- 過去の該当状況については、独立役員届出書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。
- 例えば、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社(過去所属していた者)」や、「現在の主要な取引先である会社(過去勤務していた者)」である場合に、その内容について開示していたかどうかを想定しています。
- a 及びbについては、過去10年以内に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者は、会社法上の社外取締役又は社外監査役としての社外性が認められないため、独立役員として指定できません。したがって、属性情報の記載が必要となるのは、過去10年以前にそうした関係があった場合を想定しています。
- また、cからhについて、最近において業務執行者であった者(及びその近親者)は、独立性基準(a及びbについては社外性要件)に抵触するため、独立役員として指定できません。

② aからiの個別の属性情報に関する記載上の注意点

a.	過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
b.	過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
c.	過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
d.	過去に上場会社の親会社の監査役であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
e.	過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者

(概要として記載する内容について)

- 過去に業務執行者であった関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。

例えば、業務執行者であった時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要(例えば、非業務執行の顧問として在籍していること)等を記載することが考えられます。

f.	過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
g.	過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
h.	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。))に過去に所属していた者

(概要として記載する内容について)

- 過去に業務執行者であった関係(又は所属していた関係)を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。

例えば、取引先の会社名(又は団体名)、取引関係(又は金銭等の受領関係)の内容、規模、当該取引関係(又は金銭等の受領関係)が上場会社又は取引先(又は団体)に与える影響の大きさについての評価に加え、取引先の業務執行者であった(又は団体に所属していた)時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要(例えば、非業務執行の顧問として在籍していること)等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。))をいう。)

(概要として記載する内容について)

- 主要株主としての関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、当該主要株主の議決権保有比率、上場会社の経営に影響を与える事実関係(役員派遣等)の有無、主要株主の業務執行者等である場合には、業務執行者としての関係の概要(主要株主における地位や業務内容等)等を記載することが考えられます。

(2) 属性情報のjからlについて

① jからlの各項目への該当性の判断について

- 「取引」「相互就任」「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行えば足りることにします。例えば、「出身者」にあたるかどうかを判断するための確認の内容としては、通常は、有価証券報告書の「役員の状況」の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいと考えられます。
- 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることにします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。

- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近10年間(当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されることを起算点とします。)において業務執行者であった場合をい、独立役員候補者が直近10年間において所屬していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

② j から l の属性情報の記載に共通する取扱い

- ・ 属性情報の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合に、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。
- ※ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、①取引の概要については、一般消費者としての通常の取引であるといった理由、②相互就任の概要については合併等によつて意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由、③寄付の概要については寄付金額が僅少であるといった理由が考えられます(これらに限定されるものではありません)。これらの場合でも、属性情報に係る関係が存在するということ自体は記載(チェック欄を使用)する必要があります。
- ・ 上場会社が、取引又は寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する輕微基準(例えば、取引高が「●●万円未満」など)を定め、当該輕微基準の概要を記載している場合には、輕微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略することとされます。
- なお、このような「輕微基準」は、「独立性に与える影響が「ない」と判断されるかどうか」を示す基準である必要があり、「独立性に与える影響が「少ない」かどうか」という程度問題ではないと考えられます。そのため、例えば、「取引」についても「主要な取引先」における該当性の判断の水準とは異なる点にご留意ください。

③ j から l の個別の属性情報に関する記載上の注意点

- j. 上場会社の取引先又はその出身者(f. g. 又はh. に該当する場合を除く。)
- ※ f. g. 又はh. に該当する取引先を除く、全ての取引先が記載の対象となります。
 - ※ 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払い、監査法人に対する監査報酬の支払いなども「取引」に該当する点にご留意ください。

[概要として記載する内容について]

- ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

※ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であつて、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます(下図参照)。



[概要として記載する内容について]

- ・ 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある会社名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある会社との関係、それぞれの前任者も同一企業の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。

l. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ 寄付金額の多寡にかかわらず、記載の対象となります。

[概要として記載する内容について]

- ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

(参考) 独立性基準と属性情報の記載の全体イメージ 概念図

該当期	独立役員の属性			
	独立性なし		独立性あり	
現在・最近	親会社・兄弟会社、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を有しているコンサルタント等の業務執行者、近親者	親会社・兄弟会社、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を有しているコンサルタント等の業務執行者、近親者	主要株主の業務執行者	主要でない取引先、相互就任先、寄付先の業務執行者
過去(10年以内)	独立性なし	独立性なし	要開示	要開示
過去(10年以上)				

5. 事前相談について

上場会社は、独立役員として届け出ようとする者が、独立性基準のいずれかに抵触するおそれがある場合等には、事前相談を行っていただくことも可能です。

事前相談にあたっては、原則として、提出予定の「独立役員届出書」の案をあらかじめ用意してください。また、ご相談にあたっては、十分な時間的余裕をもって事前相談を行ってください。

※ 「独立役員届出書」の内容に変更が生じる日の2週間前までに、変更内容を反映した「独立役員届出書」を東証に提出することとなります(施行規則第436条の2第2項参照)ので、事前相談は早めに行うよう留意してください。

6. 社外役員に関する記載

上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立性基準への該当状況や属性情報に関する記載を行うことが必要となります。

独立役員に指定する社外役員だけでなく、独立役員に指定しない社外役員の情報も含めた、全ての社外役員の情報の記載が必要です。全ての社外役員の氏名を明記したうえで、そのうち、独立役員に指定する社外役員には、その旨の印を付してください。具体的には、独立性基準及び属性情報の該当の有無のチェックと、該当状況についての説明が必要となります。

独立役員届出書における具体的な記載方法については、「II. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

自社の社外役員のうち、独立役員として指定しうる社外役員の全員を独立役員として指定している旨を、明記した場合には、独立役員に指定されていない社外役員についての独立性基準への該当状況及び属性情報の記載を、省略することができます。

独立役員届出書の様式においては、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」というチェックボックスを設けています。このチェックボックスをチェックした場合には、独立役員として指定されていない社外役員については、上場会社が、独立役員の資格を充たす者ではないと判断したことが明らかになるため、当該社外役員について、「役員の属性」の項目について記載を行う必要はありません。

例えば、社外役員が5名選任されている上場会社において、そのうち3名が独立役員の資格を充たし、残り2名は独立役員の資格を充たしていないときに、同社が、独立役員として指定しうる3名全員を独立役員として指定していて、かつ、そのことを独立役員届出書のチェックボックスにおいて明示した場合には、それ以外の2名の社外役員については、独立性基準への該当状況や属性情報の記載を行う必要はありません。

7. 独立役員届出書の更新

独立役員届出書の更新を行う場合の取扱い、以下のとおりです。

〔株主総会前における提出〕

○株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報の記載内容に変更がある場合(※1)には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。実務上、株主総会の招集通知を株主に発送するタイミングに伴って届けていただくことを想定しています。招集通知の株主への発送に先立ってTDnetを通じて当取引所に招集通知等の電子ファイルを提出する場合(施行規則第420条第1項、コーポレートガバナンス・コード補充原則1-2②参照)には、独立役員届出書もこれと同時に提出することが考えられます。

〔期中における提出〕

○期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合(※2・※3)には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

※1 「再任」の場合でも、定時株主総会の前のタイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。

※2 期中において独立役員届出書の再提出が必要となるのは、以下の場合です(これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です)。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に關しては、記載内容の更新を行う必要はありません。

- ・独立役員を新たに指定する場合
- ・独立役員を指定解除する場合(社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に變動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含みます)。

→独立役員が開示加重要件に該当することとなった場合(届出済みの独立役員が、独立性基準に該当することとなった場合には、直ちに東証にその旨をご連絡ください)。

※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書の再提出は不要であり、その後の株主総会において社外役員の選任議案(再任を含む)が付議されることに伴い独立役員届出書を提出する際に、変更内容を反映してください。

- ・属性情報の有無について変更がある場合(例えば、当初提出した独立役員届出書においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係が生じた場合や、取引関係がある先の業務執行者に就任した場合など)。
- ・属性情報の概要について変更がある場合(例えば、当初提出した独立役員届出書において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など)。
- ・独立役員に指定していない社外役員が独立性基準に該当することとなった場合

Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

1. 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項

独立役員届出書のフォーマットは、以下のとおりです。

1. 基本情報

会社名	コード
提出日	異動(予定)日
独立役員届出書の提出理由	
☐ 知り合いの要請を要する者を全て知り合いに選んでいる(※1)	

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		
2		
3		
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 独立役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員の氏名について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の非常勤執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

b. 上場会社の親会社の非常勤執行役又は非常勤執行取締役

c. 上場会社の親会社の非常勤執行役又は非常勤執行取締役

d. 上場会社の親会社の非常勤執行役又は非常勤執行取締役

e. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

f. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

h. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

i. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

j. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

k. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

l. 上場会社の主要な取引先とする事又はその業務執行者

以上(a)～(l)の各項目の選任は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 独立役員として選任されている場合は「○」、独立役員として選任されていない場合は「△」を表示してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

各項目の記載上の注意は以下のとおりです。

1. 基本情報

項目	記載上の注意
(1)会社名	・会社名を記入してください。
(2)コード	・4桁の会社コードを半角数字で記入してください。
(3)提出日	・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015年5月20日に提出を行う場合には、「2015/5/20」と記入してください。
(4)異動(予定)日	・独立役員又は社外役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015年6月20日の株主総会において新たに選任される社外役員を独立役員として指定する場合には、「2015/6/20」と記入してください。
(5)独立役員届出書の提出理由	・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。 ・記載対象は、異動(予定)日の時点における最新の全社外役員であり、(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いません。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者の氏名は本欄に記載してください。 (例) ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である〇〇〇氏が、期中(〇〇年〇月〇日付)で社外取締役(社外監査役)を退任したこととともない、新たに□□□氏を独立役員として指定するため。 ・独立役員である△△氏が新たに独立性基準に抵触することとなったため。
(6)「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」チェックボックス	・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定していない社外役員について、(10)、(13)の記載は不要となります。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合においても、(7)氏名、(8)社外取締役/社外監査役の別及び(11)異動内容(異動がある場合)については、全員分、記載が必要です。

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

項目	記載上の注意
(7)氏名	・全社外役員の氏名を記入してください。 ・記載対象は、異動(予定)日の時点における最新の全社外役員です。異動(予定)日において退任する予定の社外役員については、記載しないでください。 ・「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」欄においては、本欄に記載した社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。 ・社外役員が5名以上いる場合には、必要に応じて Excel ファイル上で非表示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してください。 ・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」のいずれ
(8)社外取締役/社外	

項 目	記載上の注意
監査役（ドロップダウンリスト）	かを選択してください。
(9)独立役員（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。
(10)独立性基準及び開示加重要件への該当状況（ドロップダウンリスト）	「当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」のa1～e2に掲げる事由に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、施行規則等に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。」 これらの規定の解釈等については、「I. 3. (3) 開示加重要件について」等を参照してください。 「選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が該当する場合には上段の、社外役員の「近親者」が該当する場合には下段のドロップダウンリストを使用してください。」 「各項目のドロップダウンリストにしたがって、「現在・最近」において該当している場合には「●」を、「過去」において該当している場合には「▲」を選択してください。ここでいう「過去」において該当している場合は、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。」 「当該社外役員が、a1～e2 のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。」 なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員について、本欄は記載不要です。
(10) 役員の属性（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」の a～e に掲げる属性に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、施行規則等に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・a～e の解釈等については、「I. 3. (2) 独立性基準について」及び「I. 4. 属性情報の記載」を参照してください。 ・選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」において該当している場合は「△」をドロップダウンリストから選択してください。 ・社外役員の「近親者」が上記各事由（j～l を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」において該当している場合は「▲」をドロップダウンリストから選択してください。 ・該当する項目が複数ある場合は、そのすべてを選択してください。 ・ここでの「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a～e のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」の

項 目	記載上の注意
	チェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。 ・j 及び l に関して、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて (15) に記載している場合に、当該軽微基準に該当するときは、当該項目に係るチェック欄へのチェックが不要となります。
(11)異動内容（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員が、異動（予定）日における異動の対象である場合には、本欄において該当項目を選択してください。 ・社外役員の任期中である場合や、再任の場合など、社外役員・独立役員の地位に変動がない場合には、本欄は空欄としてください。 ・異動（予定）日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独立役員に指定するか否かにかかわらず、「新任」を選択してください。 ・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、「指定」を選択してください。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してください。 ・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェック欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員です。で、異動（予定）日において退任する社外役員についての記載は不要です。
(12)本人の同意（ドロップダウンリスト）	・独立役員として届け出られる社外役員が、上場規程及び施行規則に基づいて独立役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウンリストから、「有」を選択してください。 ・独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合（「指定解除」の場合）も、本欄の記載は不要です。

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

項 目	記載上の注意
(13)該当状況について の説明	「役員の属性の該当状況の説明」 ・当該社外役員が「役員の属性」の a～e のいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「I. 4. 属性情報の記載」の説明等を参照してください。 (例) ・社外取締役の△△△氏は、株式会社○○に□□□□年から□□□□年まで総務部長として勤務していました。当社は株式会社○○から当社製品の部品である△△△を継続的に購入しており、取引額は年間□□□百万円（□□□□年〇〇月期末）です。当該取引額は、株式会社○○の年間売上高の△△％に相当し（〇〇〇〇年〇〇月期末）、当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社○○は当社を主要な取引先とする者に該当します。

	<u>す。</u> ・社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間○○○百万円(○○○○年○○月期実績)の取引が存在しています。 ・社外監査役の○○○氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部○○学科に、研究支援目的で○○○○百万円(○○○○年○○月期実績)の寄付を行っています。 ・(7)氏名 欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。 ・本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。 ・j-1に関して、概要に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載する場合にも、本欄を使用してください。
(14)選任の理由	[独立役員に指定する場合] ・当該社外役員を独立役員として指定する理由(独立役員として指定しようとする者について、上場会社として「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と判断した根拠)を記載してください。コーポレート・ガバナンス報告書において記載が求められる「独立役員の確保の状況」について記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。 ・「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいて説明するなど、独立役員の指定理由の記載が必要です。 <u>「独立役員として指定する者がフォーマット下部の「※2」のa1～a2に掲げる事由のいずれかに該当している場合は、当該事由に該当していてもなお一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を記載してください。」</u> <u>※ かかると説明できる根拠を記載する必要があります。</u> <u>例えば、「専門的知識を有する」といった当該者の資質に関する説明や、「大所高所からの適切な助言をしている」といった当該者の行動に関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなりません。したがって、当該者の客観的な独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。</u> <u>また、過去に親会社の業務執行者であった者等に関しては、退職後と出身元の影響を受け続けるということはあり得るため、一定の年数が経過しているという事実だけでは、客観的な独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。</u>
	[独立役員に指定しない場合] ・独立役員に指定していない社外役員については、記載を必須とするものではありませんが、当該社外役員の選任理由としてコーポレート・ガバナンス報告書に記載する「選任の理由」と同様の内容を記載することが考えられます。また、当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することも考えられます。

項 目	記載上の注意
(15)補足説明	・コーポレートガバナンス・コードの原則4－9の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 ・本欄の記載にあたっては、独立性判断基準の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法(ウェブサイトのURLなど)を本欄に記載する方法としても差し支えありません。 <u>コード【原則4-9】</u> <u>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会には、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</u> ・上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、本欄において当該基準を記載してください。 ・独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 ・その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場合には、本欄を使用してください。

2. 独立役員届出書の作成・提出及び公表概要

(1) 独立役員届出書の作成・提出

① 独立役員届出書のダウンロード

独立役員届出書のフォーマットを、東証ウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/cd/doc/index.html>) に掲載しております。リンク先の「内国株式関係届出書類」の「届出書類フォーマット集」－「その他の届出書類」から「(新様式) 独立役員届出書」をダウンロードしてください。

② Excel ファイルへの入力

ダウンロードした独立役員届出書のフォーマットを用い、「1. 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項」を参考に、必要事項を記載してください。

- ※1 フォーマット内の「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」及び「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」において必要な行の数は、各上場会社の社外役員の人数によって異なります。各社の必要に応じて、Excel ファイル上、非表示となっている行を表示させることなどによって調整してください。なお、調整の結果、1ページに収まらない場合は、2ページ以上とすることも可能です。
- ※2 独立役員届出書は、最終的に PDF ファイルとして提出することとなりますので、入力した文字が、PDF ファイル化した際にも表示されるように、Excel ファイルの「行の高さ」などを適宜、調整してください。

③ ファイル名の設定

独立役員届出書フォーマットの Excel ファイルのファイル名が、PDF ファイルに変換された際に右上にヘッダーとして表示されるように設定されております。ファイル名は、「会社名_独立役員届出書.xls」又は「会社名_独立役員届出書.xlsx」としてください。

④ Excel ファイルの PDF ファイルへの変換

必要事項を記載した独立役員届出書の Excel ファイルを、お手持ちの変換ソフトで PDF ファイルに変換してください。PDF ファイルに変換する際に、独立役員届出書が複数のページにわたることとなっても差し支えありません。各上場会社において、独立役員届出書の見易さやバランスを考慮して、適宜、調整してください。

⑤ 独立役員届出書の提出

独立役員届出書の PDF ファイルは、「TDnet オンライン登録サイト」において「縦覧書類を作成・提出する」から「独立役員届出書」を選択し、PDF ファイルを登録してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとってください。

- 【表 題】 独立役員届出書
- 【公開 項目】 独立役員届出書
- 【開示指定日時】 平日の 17 時 00 分

- ※ 1 システム処理の関係上、夜間、休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となる場合があります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。(定款や株主総会招集通知など、現在 TDnet で提出いただいている他の書類とは異なりますので、ご注意ください。)
- ※ 2 開示指定日時は当日の 17 時 00 分のみご指定いただけます (17 時 00 分の指定が難しい場合には、東証の担当者にご相談ください)。翌日以降の 17 時 00 分を指定して登録することはできませんのでご了承ください。
- ※ 3 書類を登録いただいた後、東証の担当者が内容の確認を行い、ご連絡させていただくことがあります。そのため、実際の提出時刻が指定時刻 (17 時 00 分) より前後する場合がありますのでご了承ください。
- ※ 4 TDnet に登録されたファイルについては、当取引所の担当者の提出完了のための処理の後、翌日の午前 1 時頃 (株主総会招集通知と同様です) に東証ウェブサイトに掲載されます。

(2) 東証ウェブサイト等における公衆縦覧

TDnet から提出された独立役員届出書は、東証の担当者の提出完了のための処理の後、指定された時刻で上場会社 DBS (TDnet データベースサービス) に公開されます。また、登録日の翌日に東証ウェブサイト上の「東証上場会社情報サービス」の「上場会社情報 (基本情報)」において公開されます。

■ ウェブサイト掲載の画面イメージ

上場会社詳細 (基本情報)

会社名

基本情報

通時開示情報・ファイリング情報

モバイル・おひさす

株価情報

コード	ISINコード	所属国(国名)	業種	決算期	決算単位

設立年月日	本社所在地	上場取引所	月単位決算単位
決算発表(予定)	第一四半期(予定)	第二四半期(予定)	第二四半期(予定)
特任社員開示日	代表者役職	代表者氏名	
上場年月日	主要経緯	上場株式数	発行済株式数
資本金額	信用保証	製造会社主要経緯	製造会社主要経緯の注記

株主総会招集通知・独立役員届出書

情報更新日

2012/6/01

独立役員届出書

2012/6/01

2012年定時株主総会招集通知

「独立役員届出書」の「情報更新日」には TDnet で指定した日が表示されます。

「株主総会招集通知」の「情報更新日」には TDnet で指定した日が表示されます。

「独立役員届出書」は提出された最新のファイルのみ表示されます。

東 証 上 場 第 4 号
2 0 1 5 年 1 月 3 0 日

上 場 会 社 代 表 者
上 場 外 国 会 社 代 理 人 各 位
不 動 産 投 資 信 託 証 券 発 行 者 代 表 者
ベンチャーファンド発行者代表者

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭

平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、今般、「平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について」（制度要綱）を公表いたしましたので、ご通知申し上げます。

今回の上場制度の見直しは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「会社法改正法」といいます。）において、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、適時開示事由の見直しを行うなど所要の制度整備を行うものです。

なお、本件につきましては、会社法改正法の施行の日から実施する予定です。

敬具

※ 本件につきましては、現在、パブリック・コメント手続に付しております。その詳細につきましては、当取引所のホームページ（URL: <http://www.tse.or.jp/>）をご覧ください。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部企画グループ

03-3666-0141（代表）

050-3377-7390（夜間直通）

平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備について

2015年1月30日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「会社法改正法」といいます。）において、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、適時開示事由の見直しを行うなど所要の制度整備を行います。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴う制度整備 (1) 適時開示事由の追加	- 特別支配株主の株式等売渡請求に関し、以下の場合に適時開示を求めます。 ① 上場会社の業務執行を決定する機関が株式等売渡請求の承認を行うことについて決定（承認しない決定を含む。）した場合 ② 特別支配株主が上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合	

項 目	内 容	備 考
(2) 上場廃止基準の追加	特別支配株主が株式の全部を取得する場合には、当該上場株券等の上場を廃止するものとします。	全部取得条項付種類株式を利用した少数株主のキャッシュアウトの場合と同様、取得日の3日前（休業日を除く。）の日を上場廃止日とします。
2. 独立役員の独立性に関する開示の見直し	10年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者について、独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求めます。	- 会社法改正法によって社外性が認められることとなった類型に属する者を独立役員として指定する場合の取扱いを定めるものです。 10年間が経過すれば会社との関係が希薄となり社外役員の機能を実効的に果たすことが期待できるとして社外性を認めることとした会社法改正法を踏まえ、そうした者の独立性も認めることとします。この場合、過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者については、状況によっては投資家はその独立性を懸念する場合もあり得ることから、投資家の判断に資するよう、10年間が経過した後もその旨と概要の開示を求めることとします。 - 当取引所及び金融庁が共同事務局を務め

項 目	内 容	備 考
		る「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が２０１４年１２月１７日付で公表した「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」では、金融商品取引所が定める独立性基準やこれに関する開示基準について、今後の状況の進展等を踏まえつつ、金融商品取引所において、必要に応じ、適切な検討が行われることを期待する旨の提言がなされています。かかる提言を踏まえた見直しの検討は、別途行います。
３．その他	・その他所要の改正を行います。	・上場会社が置くべき機関として、既存の監査役会又は指名委員会等に加え、監査等委員会を追加する等の改正を行います。

Ⅲ．実施時期（予定）

- ・ 会社法改正法の施行の日から実施します。

以 上